

ACELINK NX-Pro

～法人税申告書操作編～

研修会資料



平成 27 年 7 月 10 日改訂版



MJS

株式会社ミロク情報サービス

本資料の特徴

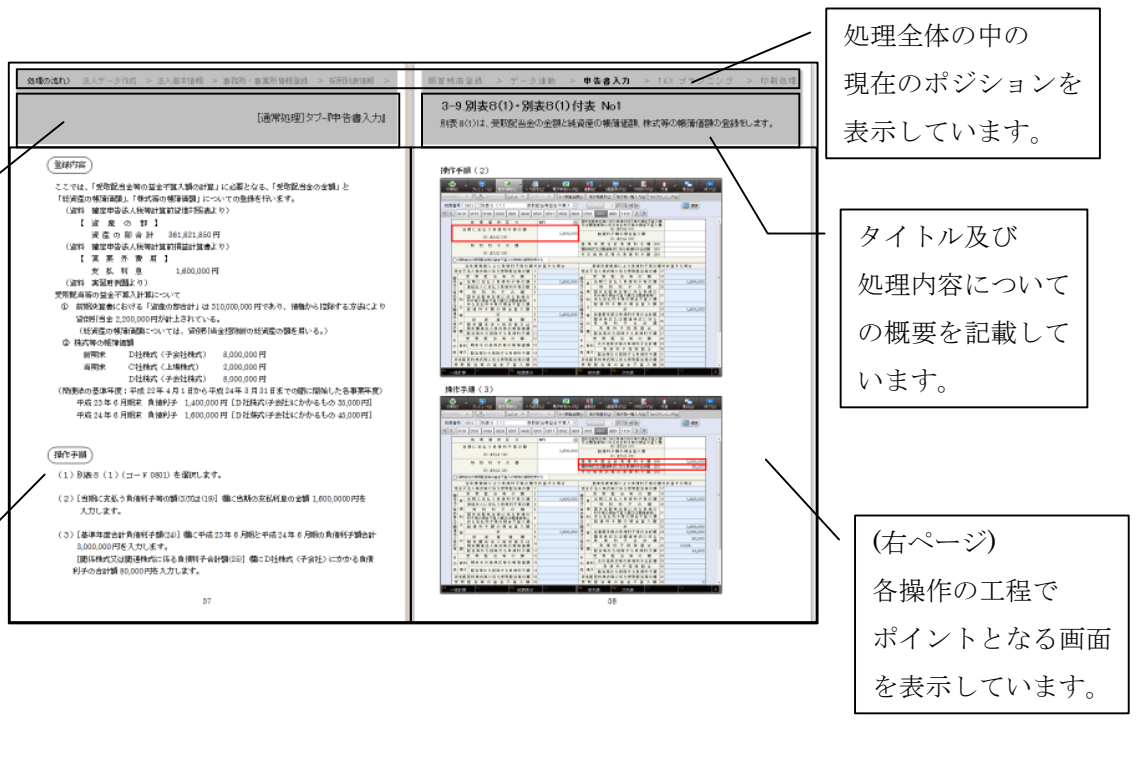
本資料は、ACELINK NX-Pro 法人税申告書システムで法人データを作成し、練習問題を基に申告データのを入力を行い、法人税申告書を作成するまでの基本的な流れについての操作手順をご説明しています。

目次は、操作の順番に沿って作成いたしました。

資料は概ね下記のように、見開き（右ページに処理画面、左ページに説明）で作成しています。

日々の業務にお役立てください。

資料の見方



- 〔ご注意〕
1. 本資料の内容につきましては、将来予告なしに変更することがあります。
 2. 本資料の内容につきましては、税制等の改正や操作上の改良のため、実際の画面や操作方法と異なる場合があります。
 3. 本資料の作成には充分留意していますが、本資料の利用により発生した問題、不利益について、MJSは何らの責任を負うものではありません。あらかじめご了承ください。
 4. 本資料の著作権は、株式会社ミロク情報サービスに帰属しています。株式会社ミロク情報サービスの許可なく本資料中の解説、画像、図および表等の全部または一部について、私的利用を越えた複製、転載等を行わないようお願いいたします。

《 目次1 》

法人税申告書システムでの会社データ作成から申告データ入力、法人税申告書申告書作成まで、操作の流れをご説明しています。フローの順で、目次を作成しています。

実習例題 税額計算における留意事項	今回の実習用例題を掲載しています。 税額を計算する上での留意事項を掲載しています。	P.6
1.法人税申告書の処理の流れ	ACELINK NX-Pro 法人税申告書システムで、申告書を作成するまでの流れについてご説明をしています。	P.15
2.法人税申告書の準備 法人データ作成	ACELINK NX-Pro 法人税申告書で新規に会社データを作成します。 今回の実習用例題を基にご説明をしています。	P.16
2.法人税申告書の準備 法人基本情報登録	申告書を作成する上で必要な法人に関する情報の入力や印刷設定をご説明しています。	P.18
2.法人税申告書の準備 事務所・事業所情報登録	法人の事務所・事業所の所在地や人数等に関する情報をご説明しています。	P.20
2.法人税申告書の準備 採用別表情報登録	法人で使用する法人税別表・地方税様式を登録します。	P.22
3.法人税申告書の入力 期首残高登録	別表5(1)の期首残高を登録します。 実習例題を参考に登録します。	P.24
3.法人税申告書の入力 データ連動処理	会計大将・減価償却システムからデータを連動します。	P.26
3.法人税申告書の入力 申告書:別表 2	株主構成等の登録をご説明しています。	P.34
3.法人税申告書の入力 申告書:別表 15	交際費等の損金算入に関する登録をご説明しています。	P.36
3.法人税申告書の入力 申告書:別表 14(2)	寄附金の損金不算入額の計算に関する登録をご説明しています。	P.38
3.法人税申告書の入力 申告書:別表 5(1)・5(2)	租税公課の納付状況に関する登録をご説明しています。	P.40

<p>3.法人税申告書の入力 申告書:別表11(1の2)</p>	<p>貸倒引当金算入限度額の計算に関する登録をご説明しています。</p>	<p>P.48</p>
<p>3.法人税申告書の入力 申告書:別表6(1)・ 第9号2様式・第9号3様式</p>	<p>所得税額(利子割額)の控除の計算に関する登録をご説明しています。</p>	<p>P.52</p>
<p>3.法人税申告書の入力 申告書:別表8(1)・別表8(1)付表</p>	<p>受取配当金等の益金不算入額に関する登録をご説明しています。</p>	<p>P.56</p>
<p>3.法人税申告書の入力 申告書:別表 4</p>	<p>役員給与の損金不算入額を登録します。</p>	<p>P.62</p>
<p>3.法人税申告書の入力 申告書:別表 1(1)・別表 1(1)次葉</p>	<p>申告年月日や決算確定の日を登録します。</p>	<p>P.64</p>
<p>3.法人税申告書の入力 申告書:第6号様式・第6号様式別表4の3</p>	<p>都道府県民税の計算に関する登録をご説明しています。</p>	<p>P.66</p>
<p>3.法人税申告書の入力 申告書:第 20 号様式</p>	<p>市町村民税の法人税割の税率、均等割り額の金額に関する登録を します。</p>	<p>P.72</p>
<p>4.TAX プランニング</p>	<p>別表 4 と別表 5(1)の計算が正しく行われたかの検証に関する ご説明をしています。</p>	<p>P.76</p>
<p>5.法人税申告書等の印刷処理</p>	<p>法人税申告書や納付書の印刷をご説明しています。</p>	<p>P.78</p>

※実習用例題

会社概要と実習用例題を基に会社を作成して申告データを入力してみましょう。

実習用例題

[会社の概要]

法人名	(株)ミロク商事		
事業年度	平成26年10月1日～平成27年9月30日 1年決算法人		
事業種目	機械器具卸売業		
本店	北海道札幌市中央区北三条西2丁目		
支店	東京都新宿区西新宿1-25-1 (平成26年10月1日設置)		
資本金	10,000,000円 (発行済株式200株/全株普通株式)		
株主構成	甲野太郎	(代表取締役)	100株
	甲野花子/甲野太郎の妻	(監査役)	30株
	甲野一郎/甲野太郎の長男	(専務取締役)	50株
	乙山次郎	(常務取締役)	20株
従業者数	18名 (北海道札幌市15名 東京都新宿区3名)		
決算確定日	平成27年11月25日		

[確定申告法人税等計算前貸借対照表]

(単位:円)

【 資産の部 】

現金預金	26,121,850	
受取手形	120,000,000	
売掛金	80,000,000	
商品	70,000,000	
貸付金	2,000,000	
未収入金	100,000	
貸倒引当金	△ 2,400,000	
建物	50,000,000	
車両	6,000,000	
投資有価証券	10,000,000	
		<u>資産の部合計 361,821,850</u>

【 負債の部 】

支払手形	90,000,000	
買掛金	50,000,000	
未払金	3,000,000	
長期借入金	80,000,000	
		<u>負債の部合計 223,000,000</u>

【 純 資 産 の 部 】

資 本 金	10,000,000
利 益 準 備 金	2,500,000
別 途 積 立 金	95,000,000
繰越利益剰余金	31,321,850
(期首繰越利益剰余金	10,900,000)

純資産の部合計 138,821,850

〔 確定申告法人税等計算前損益計算書 〕

【 売 上 高 】		1,000,000,000
【 売 上 原 価 】		<u>850,000,000</u>
【 売 上 総 利 益 】		150,000,000
【 販 売 費 一 般 管 理 費 】		
役 員 報 酬	42,000,000	
給 料 手 当	70,000,000	
交 際 接 待 費	3,000,000	
租 税 公 課	733,000	
貸倒引当金繰入	2,400,000	
修 繕 費	1,200,000	
減 価 償 却 費	4,000,000	
寄 附 金	1,100,000	
その他一般管理費	<u>3,000,000</u>	<u>127,433,000</u>
【 営 業 利 益 】		22,567,000
【 営 業 外 利 益 】		
受 取 利 息	500,000	
受 取 配 当 金	<u>900,000</u>	1,400,000
【 営 業 外 費 用 】		
支 払 利 息	<u>1,600,000</u>	<u>1,600,000</u>
【 経 常 利 益 】		22,367,000
【 特 別 利 益 】		
貸倒引当金戻入	<u>2,200,000</u>	<u>2,200,000</u>
【 税引前当期純利益 】		24,567,000
【 法人税、住民税及び事業税 】		<u>4,145,150</u>
【 当 期 純 利 益 】		<u><u>20,421,850</u></u>

※《税額計算における留意事項》

申告データを入力する際には、下記の留意事項に注意して入力しましょう。

1. 減価償却について

確定決算において修繕費と計上している金額のうち、1,000,000円は平成26年10月に支出した建物の資本的支出に該当するものであり、この資本的支出に係る減価償却限度額は200,000円である。

2. 役員給与について

当期において支給した役員給与の各人別金額の内訳は以下のとおりである。

なお、当社は事前確定給与に関する届出をしていない。

代表取締役 甲野太郎 定期同額給与月額 125 万円×12 ケ月+賞与 60 万円=1,560 万円

専務取締役 甲野一郎 定期同額給与月額 100 万円×12 ケ月+賞与 30 万円=1,230 万円

常務取締役 乙山次郎 定期同額給与月額 90 万円×12 ケ月+賞与 30 万円=1,110 万円

監査役 甲野花子 定期同額給与月額 25 万円×12 ケ月=300 万円

3. 寄附金について

当期において支出した寄附金の内訳は以下のとおりである。なお、社会福祉法人〇〇会は特定公益法人に該当するが認定特定非営利活動法人には該当しない。

支出日 27 年 8 月 1 日 日本赤十字社 100,000 円

支出日 27 年 8 月 1 日 社会福祉法人〇〇会 500,000 円

支出日 26 年 10 月 10 日 神社祭礼寄附金 500,000 円

4. 租税公課の納付状況について

① 未払法人税等勘定の異動状況について

期首残高 4,521,500 円

取崩額（前期確定申告分納付）

法人税	3,024,000 円
法人道民税（北海道）	203,200 円
法人市民税（札幌市）	499,900 円
法人事業税・地方法人特別税(北海道)	794,400 円

(-) 4,521,500 円

繰入額

P / L 計上分法人税等 (+) 4,145,150 円

取崩額（当期予定申告分納付）

法人税	2,490,000 円
法人道民税 / 法人税割（北海道）	139,000 円
" / 均等割（北海道）	10,000 円
法人市民税 / 法人税割（札幌市）	341,900 円
" / 均等割（札幌市）	25,000 円
法人事業税（北海道）	493,000 円
地方法人特別税（北海道）	366,000 円
住民税利子割	25,000 円
源泉所得税	255,250 円

(-) 4,145,150 円

B / S 残高 0 円

② 租税公課の内訳について

当期において支出した租税公課の内訳は以下のとおりである。

固定資産税	420,000 円
自動車税	235,800 円
印紙税	32,000 円
固定資産税延滞金	5,200 円
会社法過料	40,000 円

租税公課合計 733,000 円

5. 貸倒引当金について

- ① 貸倒引当金戻入 2,200,000 円は前期繰入額の戻入であり、前期において貸倒引当金の繰入超過額が 150,000 円あった。
- ② 当期末における同一相手先に対して有する債権債務については、以下のとおりである。

得意先 A 社	受取手形	15,000,000 円
	売掛金	9,000,000 円
	未払金	150,000 円

仕入先 B 社	貸付金	2,000,000 円
	未収入金	100,000 円
	買掛金	8,000,000 円

- ③ 貸倒引当金の繰入れについては、租税特別措置法第 57 条の 9 に規定する法定繰入率（卸売業 10/1000）にて計算する。

6. 所得税額及び利子割の控除について

- ① 当期において受け取った利息及び配当金の金額とこれらに課された源泉所得税（復興特別所得税を含む）及び利子割額は以下のとおりである。

預金利子	500,000 円	源泉所得税	76,575 円 (15.315%)	利子割	25,000 円 (5%)
C 社株式 (上場株式)	配当金	100,000 円	源泉所得税	15,315 円 (15.315%)	
D 社株式 (子会社株式)	配当金	800,000 円	源泉所得税	163,360 円 (20.42%)	

- ② C 社株式 (上場株式) 配当金の計算期間は平成 26 年 8 月 1 日から平成 27 年 1 月 31 日までの 6 ヶ月間である。株ミロク商事は、当該株式を平成 26 年 10 月 1 日に取得し、期末まで保有している。C 社の本店所在地は東京都千代田区である。
- ③ D 社株式 (子会社株式) 配当金の計算期間は平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの 1 年間である。なお、D 社は平成 16 年 10 月の設立であり、当社の D 社株式の保有割合は、D 社設立時より当期末まで 80% である。D 社の本店所在地は東京都新宿区である。

7. 受取配当等の益金不算入計算について

- ① 前期決算書における「資産の部合計」は 310,000,000 円であり、債権から控除する方法により貸倒引当金 2,200,000 円が計上されている。(総資産の帳簿価額については、貸倒引当金控除前の総資産の額を用いる)

② 株式等の帳簿価額

前期末	D 社株式 (子会社株式)	8,000,000 円
当期末	C 社株式 (上場株式)	2,000,000 円
	D 社株式 (子会社株式)	8,000,000 円

(簡便法の基準年度：平成 22 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度)

平成 23 年 6 月期末	負債利子	1,400,000 円 [D 社株式(子会社)にかかるもの 35,000 円]
平成 24 年 6 月期末	負債利子	1,600,000 円 [D 社株式(子会社)にかかるもの 45,000 円]

地方法人税が創設されました

平成 26 年 3 月 31 日に公布された「地方法人税法（平成 26 年法律第 11 号）」により地方法人税が創設されました。

これに伴い、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から、法人税の納税義務のある法人は、地方法人税の納税義務者となり、地方法人税確定申告書の提出が必要となります。

なお、地方法人税確定申告書と法人税確定申告書を一つの様式としています（裏面参照）ので、この様式を使用することにより、法人税確定申告書と地方法人税確定申告書の提出を同時に行うことができます。

地方法人税申告書の様式

◎ 法人税申告書別表一(一)から別表一(三)までの各様式（以下「別表一(一)等」といいます。）の下部が地方法人税申告書となっています。

法人税額の計算

地方法人税額の計算

平成二十六年十月一日以後開始事業年度等分 (注)

(注) 平成 26 年 9 月 30 日以前に開始した事業年度については、地方法人税確定申告書の提出は不要ですので、法人税の申告の際は「平成 26 年 4 月 1 日以後終了事業年度分」の別表一(一)等をご使用ください。

出典：国税庁ホームページ「地方法人税が創設されました（平成 26 年 9 月）」より抜粋しました。

9. 税率について（参考）

<国税 当期末における資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の普通法人>

法人税

平成27年4月1日前開始事業年度 年800万円以下の部分 15%/年800万円超の部分 25.5%

平成27年4月1日以後開始事業年度 年800万円以下の部分 15%/年800万円超の部分 23.9%

地方法人税率（平成26年10月1日以降に開始する事業年度）

課税標準法人税額の4.4%

<地方税 平成26年9月30日までに開始する事業年度>

①北海道

法人道民税 法人税割 資本金が1億円以下でかつ法人税額が1,000万円以下の法人⇒ 5.0%
均等割 資本金等の額が1,000万円以下 ⇒ 2万円

事業税 年400万円以下の所得 2.7%
年400万円を超え800万円以下の所得 4.0%
年800万円を超える所得 5.3%

地方法人特別税 基準法人所得割額×税率 81%
基準法人所得割額＝標準税率により計算した法人事業税の額

②札幌市

法人市民税 法人税割 資本金が1億円以下でかつ法人税額が1,000万円以下の法人⇒ 12.3%
均等割 資本金等の額が1,000万円以下
従業者数50人以下 ⇒ 5万円

③東京都

法人都民税 法人税割 資本金が1億円以下でかつ法人税額が1,000万円以下の法人⇒ 17.3%
均等割 23区内に主たる事務所がある場合で資本金等の額が1,000万円以下
従業者数50人以下 ⇒ 7万円

事業税 イ. 資本金の額が1億円以下でかつ年所得金額が2,500万円以下の法人
年400万円以下の所得 2.7%（標準税率）
年400万円を超え800万円以下の所得 4.0%（標準税率）
年800万円を超える所得 5.3%（標準税率）
ロ. 上記イ. 以外の法人
年400万円以下の所得 2.95%（超過税率）
年400万円を超え800万円以下の所得 4.365%（超過税率）
年800万円を超える所得 5.78%（超過税率）

地方法人特別税 基準法人所得割額×税率 81%
基準法人所得割額＝標準税率により計算した法人事業税の額

<地方税 平成 26 年 10 月 1 日以降に開始する事業年度>

①北海道

法人道民税 法人税割 資本金が1億円以下でかつ法人税額が1,000万円以下の法人⇒ 3.2%
均等割 資本金等の額が1,000万円以下 ⇒ 2万円

事業税 年 400 万円以下の所得 3.4%
年 400 万円を超え 800 万円以下の所得 5.1%
年 800 万円を超える所得 6.7%

地方法人特別税 基準法人所得割額×税率 43.2%
基準法人所得割額＝標準税率により計算した法人事業税の額

②札幌市

法人市民税 法人税割 資本金が1億円以下でかつ法人税額が1,000万円以下の法人⇒ 9.7%
均等割 資本金等の額が1,000万円以下
従業者数 50 人以下 ⇒ 5 万円

③東京都

法人都民税 法人税割 資本金が1億円以下でかつ法人税額が1,000万円以下の法人⇒ 12.9%
均等割 23区内に主たる事務所がある場合で資本金等の額が1,000万円以下
従業者数 50 人以下 ⇒ 7 万円

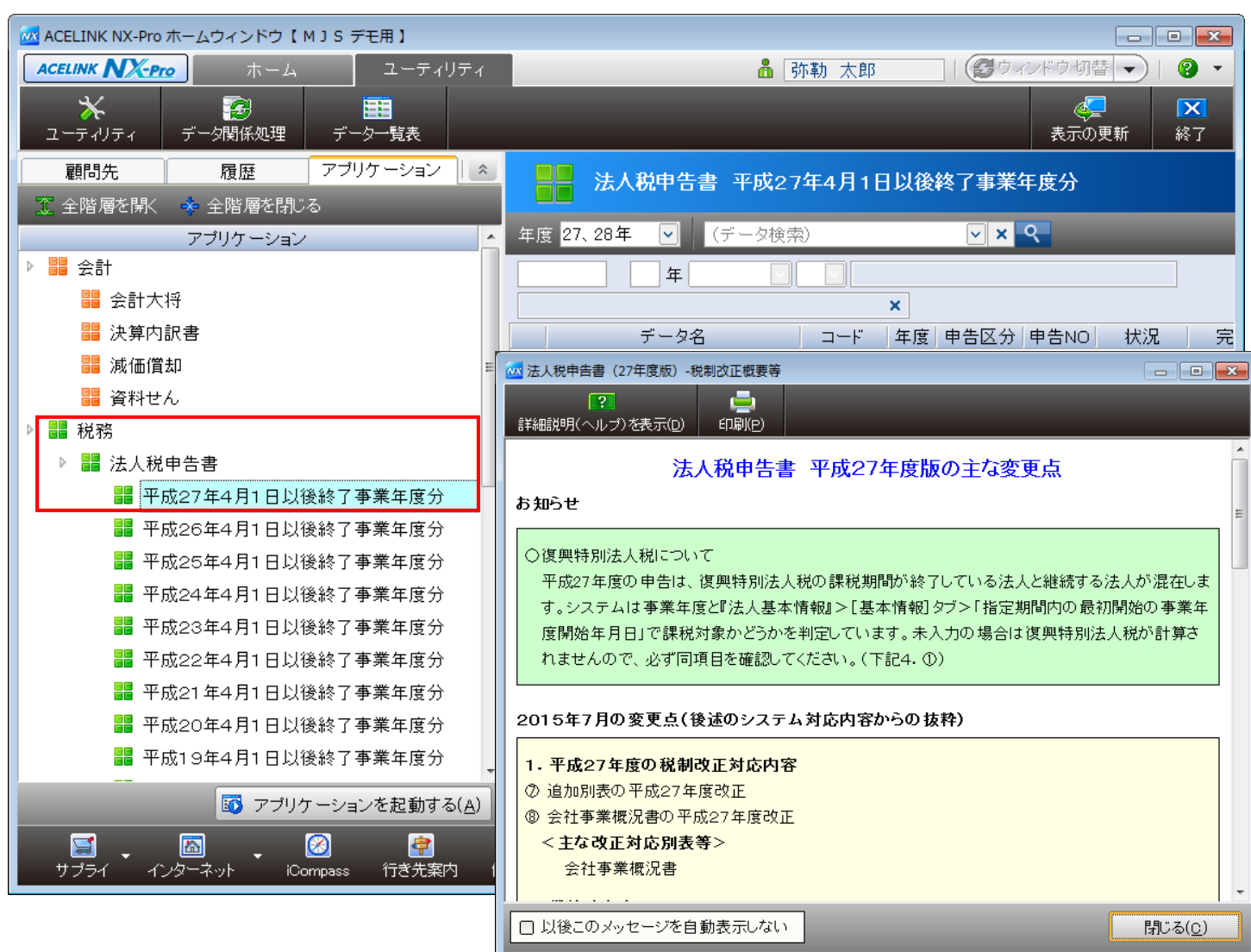
事業税 イ. 資本金の額が 1 億円以下でかつ年所得金額が 2,500 万円以下の法人
年 400 万円以下の所得 3.4% (標準税率)
年 400 万円を超え 800 万円以下の所得 5.1% (標準税率)
年 800 万円を超える所得 6.7% (標準税率)
ロ. 上記イ. 以外の法人
年 400 万円以下の所得 3.65% (超過税率)
年 400 万円を超え 800 万円以下の所得 5.465% (超過税率)
年 800 万円を超える所得 7.18% (超過税率)

地方法人特別税 基準法人所得割額×税率 43.2%
基準法人所得割額＝標準税率により計算した法人事業税の額

※ACELINK NX-Pro 法人税申告書システムの場合、都道府県民税法人税割の税率・均等割の金額・事業税の税率・地方法人特別税の計算に用いる基準法人所得割額の算定及び税率については、事務所・事業所情報登録により自動的にセットされます。

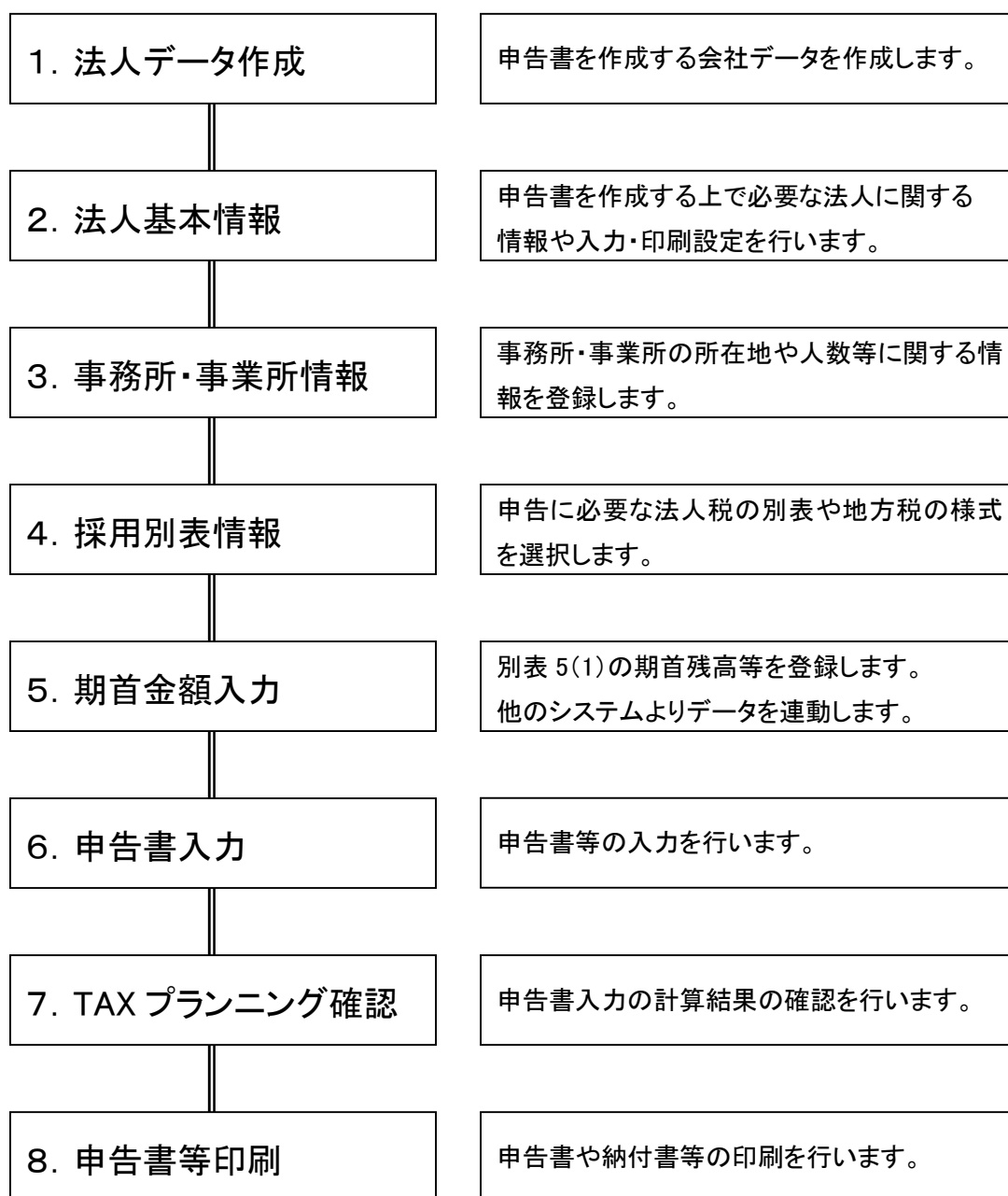
※市町村民税法人税割の税率及び均等割の金額については自動セットされないもので、入力時に判断を要します。(市町村の法人税割の税率・均等割年額にフォーカスがあるときに表示される地方税率参照ボタンで、参照が可能です。)

操作手順解説



法人税申告書システムを起動すると該当年度の改正点や機能改良点を自動表示します。
「以後このメッセージを自動表示しない」にチェックすると自動表示はしません。

ACELINK NX-Pro 法人税申告書システムで申告書を作成する手順の流れです。



[ホームウィンドウ]タブ-『新規データ作成』

操作手順

- (1) 『ホームウィンドウ』の[新規データ作成]ボタンをクリックします。
 ここでは、実習用例題(会社概要)に基づき下記のような法人税申告書データを作成します。
- | | |
|--------|-------------------------------|
| 会社コード | 3000 (4桁) |
| 申告区分 | 確定申告 |
| 正式法人名称 | 株式会社 ミロク商事 |
| 所在地コード | (都道府県)01 北海道/(市区町村)101 札幌市中央区 |
| 納税地 | 北海道札幌市中央区北三条西2丁目 |
| 概況書区分 | 法人事業概況説明書 (税務署所管法人用) |
| 事業年度 | 平成26年10月1日～平成27年9月30日 |
| 処理月数 | 切上月数・切捨月数 ともに12月 |
| 採用別表 | システム標準のとおり |
- (2) 【業務システム選択】タブ画面が表示されます。
 顧問先コードを入力後、業務分類で「法人決算」を選択します。
 作成するシステムの選択では、「法人税申告書」を選択します。
 基本設定では、必須項目(法人税申告書)の事業年度・法人区分(普通法人等)・申告区分(確定申告)を入力します。
- ※ 「*」印になっている項目は必須入力項目です。
- (3) 【項目設定1】タブ画面が表示されます。
 所在地コードでは、都道府県と市区町村のコードを入力します。
- (4) 【設定項目2】タブ画面が表示されます。
 概況書区分を選択します。
- (5) 【設定確認】タブ画面が表示されます。
 作成する法人データの設定内容を確認してください。
- (6) [作成開始]をクリックすると、会社の作成が始まります。
- (7) データの作成が完了すると、《確認》が表示されます。
 作成処理を終了する場合は、[いいえ (N)]をクリックします。
 引き続き別の会社データ作成を行う場合は、[はい (Y)]をクリックします。

2-1.法人データの作成

法人税申告書システムで使用する会社データを作成します。

操作手順 (1)



操作手順 (2)

顧問先コード 3000 株式会社 ミロク商事 [青色申告]

業務システム選択 > 項目設定1 > 項目設定2 > 設定確認

業務システム選択 業務分類を指定し、システムを選択します。「*」のある項目はデータ作成後は変更できません。

作成ドライブ 標準ドライブ

業務分類 **法人決算** 人格区分 法人

作成するシステムの選択

- 会計大簿 基本設定・項目設定が必要です。
- 決算内訳書 基本設定・項目設定が必要です。
- 減価償却 基本設定・項目設定が必要です。
- 減価償却(社会福祉法人用) 作成できません。(法人区分が異なります。)
- 法人税申告書 作成可能です。次に項目設定が必要です。
- 申請・届出書作成 作成可能です。

基本設定

必須項目(会計大簿, 決算内訳書, 減価償却, 減価償却(社会福祉法人用))

* 会計期間 平成 年 10 月 1 日 ~ 平成 年 月 日

必須項目(法人税申告書)

事業年度 平成 26 年 10 月 1 日 ~ 平成 27 年 9 月 30 日

中間申告計算期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

法人区分 普通法人等 * 申告区分 確定申告

操作手順 (5)

顧問先コード 3000 株式会社 ミロク商事 [青色申告]

業務システム選択 > 項目設定1 > 項目設定2 > 設定確認

設定確認 以下の内容でデータを作成します。「*」のある項目はデータ作成後は変更できません。

作成システム	作成状況	設定項目	設定内容
法人税申告書		事業年度	平成26年10月1日~平成27年9月30日
		法人区分	普通法人等
		* 申告区分	確定申告
		切上月数・切替月数	12月・12月
		都道府県	北海道
		市区町村	札幌市中央区
		概況書区分	法人事業概況説明書

1システムごとに作成確認する

チェックをつけてから作成を開始すると、1システムのデータが作成される都度、作成を継続するか確認メッセージが表示されます。

操作手順 (3)

顧問先コード 3000 株式会社 ミロク商事 [青色申告]

業務システム選択 > 項目設定1 > 項目設定2 > 設定確認

項目設定1 必須項目や管理項目を設定します。「*」のある項目はデータ作成後は変更できません。

必須項目(法人税申告書)

事業年度 H 26/10/01 ~ H 27/09/30 * 申告区分 確定申告 予定申告

中間申告計算期間 ~ 法人区分 普通法人等

処理月数 切上月数 12 月 切替月数 12 月

所在地コード 都道府県 1 北海道 市区町村 101 札幌市中央区

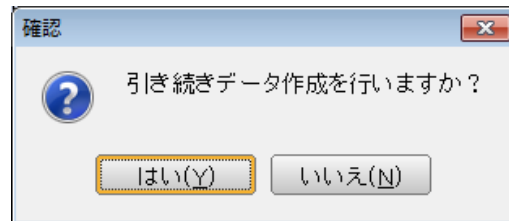
納税地 上段 北海道札幌市中央区北三条西2丁目

納税地 下段

納税地 上段カナ ホッカイドウサッポロシチュウウケキサンショウコシチュウウ

納税地 下段カナ

操作手順 (7)



操作手順 (4)

顧問先コード 3000 株式会社 ミロク商事 [青色申告]

業務システム選択 > 項目設定1 > 項目設定2 > 設定確認

項目設定2 必須項目や管理項目を設定します。作成後は変更できない項目があります。

管理項目(法人税申告書)

概況書区分 法人事業概況説明書 会社事業概況書 外国法人

操作手順

- (1) 導入処理-『法人基本情報』を選択します。

法人の基本的な情報、申告に関する情報の登録のほか、入力や計算、印刷に関する設定を行います。

ここに登録した内容は、各申告書、別表に反映されます。

また、『入力・印刷設定』の設定を法人データごとに変更します。

法人情報、税理士情報、入力・計算設定、印刷設定の各タブに分かれています。

代表的な設定について、タブ画面の説明します。

- (2) 【法人情報-基本情報】タブを表示します。

資本金などのその法人の基本情報や、復興特別法人税の最後の課税事業年度の月数を算出するための指定期間内で最初に開始する事業年度の開始の日を入力します。

※顧問先情報よりこれらも初期表示されます。

※[更新(U)]をクリックしないと登録した内容が反映されませんので注意してください。

《法人データ作成》で登録した内容が反映するものは以下のとおりです。

法人コード・申告区分・事業年度・処理月数

※ 法人コード・申告区分・事業年度・処理月数は変更できません。

- (3) 【法人情報-申告情報】タブを表示します。

納税地、代表者などのその法人の基本情報を登録します。

※顧問先情報よりこれらも初期表示されます。

《法人データ作成》で登録した内容が反映するものは以下のとおりです。

納税地・概況書区分

※ 概況書区分は [概況書変更] をクリックすることにより変更ができます。

※ [入力] ボタンから、業種番号、事業種目を入力します。

- (4) 【入力・計算設定-法人税の設定】タブを表示します。

別表4の様式(簡易様式か正式様式か)の選択や、各別表における入力や計算の設定をします。

- (5) 設定が終了したら [終了 (X)] をクリックします。

2-2.法人基本情報の登録について

申告書を作成する上で必要な情報を登録します。

操作手順 (2)

※指定期間（平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間）内の最初開始の事業年度開始年月日

平成 27 年度の申告は、復興特別法人税の課税期間が終了している法人と継続する法人が混在します。

システムは事業年度と「指定期間内の最初開始の事業年度開始年月日」で課税対象かどうかを判定しています。

未入力の場合は復興特別法人税が計算されませんので、必ず入力、あるいはチェックをつけてください。

顧問先登録にある情報は初期表示されます。

操作手順 (3)

操作手順 (4)

[通常処理]タブ-『事務所・事業所情報』

項目説明

設定内容

ここでは、実習用例題(会社概要)より下記のような法人の事務所・事業所情報を登録します。
ここで登録した内容が、地方税の課税標準を分割する場合の分割基準となります。

[事業税分割区分] 人数と事務所・事業所数

NO	事務所・事業所名	所在地等	人数 (すべて同じ)
1	本社	(01) 北海道 / (101) 札幌市中央区 / 北海道札幌市中央区北三条西2丁目	15人
2	東京支店	(13) 東京都 / (104) 新宿区 / 東京都新宿区西新宿1-25-1	3人

操作手順

- (1) 導入処理-『事務所・事業所情報』を選択します。
- (2) ≪事務所・事業所情報≫画面が表示されます。
事業税分割区分は、「人数のみ」「人数と事務所・事業所数」「固定資産の価額」から選択します。
No1の欄には、必ず本社・本店を登録します。
従業者数を登録すると、同一の人数が事業税基準(人)、住民税(人)、均等割(人)に表示されます。「直接入力」にチェックとつくと直接入力することができます。
[地方税様式出力設定]で『指定都市に申告する場合の計算」欄に区名、月数、従業者数をセットする』にチェックをつけると、第二十号様式、第二十号の三様式の「指定都市に申告する場合の計算」欄に、『事務所・事業所情報』から「区名」「月数」「従業者数」を連動することができます。
- (3) 設定が終了したら [終了 (X)] をクリックします。
- (4) 東京都特別区の事務所・事業所を登録した場合は、[均等割額の明細書(東京都)に情報をセットしますか?]と確認メッセージが表示されます。
[はい (Y)] を選択すると均等割の明細書(東京都第六号様式別表四の三)に情報がセットされます。

2-3.事務所・事業所情報の登録について

所在地や人数等に関する情報を登録します。

操作手順（2・3）

No.	フリガナ 事業所名	都道府県 所在地	市区町村	区分	直接 入力	事業税基準 (人) 事務所数 (ヶ所)	住民税 (人) 均等割 (人)	新設年月日 廃止年月日
1	本社	北海道	101 札幌市中央区	本店	<input type="checkbox"/>	15	15	
		北海道札幌市中央区北三条西2丁目				12	15	
2	東京支店	東京都	104 新宿区	事務所等	<input type="checkbox"/>	3	3	H 26.10.01
		東京都新宿区西新宿1-25-1				12	3	
金合計						18	18	
						18	24	18

業種	事業税分割基準（法 72 条の 48）	システム対応
ア非製造業（下記イ～オ以外の業種）	事務所等の数と従業者の数	○
イ製造業	従業者の数	○
ウ倉庫業・ガス供給業	有形固定資産の価額	○
エ電気供給業	有形固定資産の価額と発電に使用するものの価額	—
オ鉄道事業・軌道事業	軌道のキロメートル数	—

操作手順（4）

※地方税電子申告をする場合は、「提出先登録」ボタンで受付行政機関を登録します。



[通常処理]タブ-『採用別表情報』

操作手順






(1) 導入処理-『採用別表情報』を選択します。

(2) ≪採用別表情報≫画面が表示されます。

すでに採用されている別表が画面右側に、採用可能な別表が画面左側に表示されます。

[未採用→採用] [採用→不採用] への切り替えは、画面中央の で行います。

・各アイコンの説明は次のとおりです。

-  基本別表のうち必須の別表です。
-  基本別表のうち選択できる別表です。
-  地方税様式のうち必須の様式です。
-  地方税様式のうち選択できる様式です。
-  追加別表です。

※ 必須別表・必須様式は不採用にできません。

2-4.採用別表登録について

申告に使用する法人税別表・地方税様式を登録します。

操作手順 (2)

採用済の別表が表示されます。

採用可能別表

表示順序 番号順 記入順 本年度追加分のみ表示

別表番号	別表番号名称	別表名称
0030	復興別表3	外国税額控除
0302	別表3(2)	土地譲渡税額
0322	別表3(2)の2	優良住宅地非該当税額
0323	別表3(2)の3	確定優良住宅地予定地
5323	別表3(2)の3付表	優良住宅予定地の経費
0303	別表3(3)	短期土地譲渡税額
0304	別表3(4)	短期所有(1000㎡以上)
0305	別表3(5)	短期所有(1000㎡未満)
0306	別表3(6)	買取仲介に係る譲渡益
0307	別表3(7)	不動産共同契約譲渡益
0602	別表6(2)	外国税額の控除
5622	別表6(2)の2	当期控除外国法人税額
0603	別表6(3)	外国税額超過控除余裕額
5603	別表6(3)付表1	地方税の控除限度額
0604	別表6(4)	控除対象外国法人税額
0605	別表6(5)	利子等の外国法人税額
0606	別表6(6)	試験研究費の総額等
0607	別表6(7)	中小企業者等試験研究
0608	別表6(8)	特別試験研究費
0609	別表6(9)	試験研究費の増加額等
0610	別表6(10)	平均売上金額等
0611	別表6(11)	エネルギー環境負荷低減
0612	別表6(12)	中小企業者機械控除
0615	別表6(15)	国家戦略特別区域機械
9617	[426]別表6(17)	雇用者数増加特別控除
0619	別表6(19)	設備投資増加の機械等
0620	別表6(20)	特定中小経営改善設備
0621	別表6(21)	雇用者給与等支給増加
0622	別表6(22)	生産性向上設備等取得
0623	別表6(23)	復興区域の機械等取得
0624	別表6(24)	復興区域の被災者雇用
0625	別表6(25)	特別控除額の明細書
5625	別表6(25)付表	前期繰越分超過構成額

採用済別表

採用可能別表からドラッグ&ドロップで採用できます。 採用別表数 33表

別表番号	別表番号名称	別表名称	ページ数	割付
0100	法人税申告別表	法人税申告書		
0199	様式第一	適用額明細書	1	
0010	復興別表1	復興特別法人税申告書		
0020	復興別表2	復興特別所得税額控除	1	
0200	別表2	同族会社等の判定	1	
0301	別表3(1)	特定同族会社留保金額		
0400	別表4	所得金額の計算	2	左詰
0501	別表5(1)	利益積立及び資本金等	2	左詰
0511	別表5(1)付表	種類資本金額の計算	1	
0502	別表5(2)	租税公課の納付状況	1	
0601	別表6(1)	所得税額控除	1	
0701	別表7(1)	欠損金又は災害損失金		
0801	別表8(1)	受取配当等益金不算入		
0851	別表8(1)付表	受取配当等の額の明細	1	
1101	別表11(1)	個別評価金銭債権	1	
1112	別表11(1)の2	一括評価金銭債権	1	
1102	別表11(2)	返品調整引当金		
1402	別表14(2)	寄附金	1	
1500	別表15	交際費等	1	
1601	別表16(1)	定額法の減価償却	3	
1602	別表16(2)	定率法の減価償却	3	
1604	別表16(4)	リース期間定額法	3	
1606	別表16(6)	繰延資産の償却額	2	
1607	別表16(7)	少額減価償却資産	2	
1608	別表16(8)	一括償却資産		
0650	道府県民税申告様式	都道府県の申告書		
0643	第6号様式別表4の3	均等割額の計算		
0690	第6号様式別表9	欠損金額等控除明細書		
0902	第9号の2様式	利子割額控除等明細書	1	
0903	第9号の3様式	利子割額の都道府県別		
1000	第10号様式	道府県課税標準の分割		
2050	市町村民税申告様式	市町村の申告書		
2202	第22号の2様式	市町村課税標準の分割		

・第6号様式別表14は、第6号様式の画面下部にあるため採用は不要です。
 ・第20号様式別表4の3は、第20号様式、第20号の3様式の画面で明細登録を行うため採用は不要です。

必要な別表は **>>** で移動できます。

不要な別表は **<<** で移動できます。

※「本年度追加分のみ表示」は、税制改正等で追加された別表だけを表示することができます。

[通常処理]タブ-『申告書入力』

項目説明

設定内容

ここでは、次の金額を別表5（1）の期首残高として繰り越されていることを確認します。

利益準備金 2,500,000 円



別途積立金 95,000,000 円

（確定申告法人税等計算前貸借対照表より）

前期の貸倒引当金繰入超過額 150,000 円

（税計算における留意事項5-①より）

操作手順

- (1) 入力処理-『申告書入力』を選択します。
- (2) ≪申告書入力≫画面が表示されます。
- (3) 別表5（1）（コード0501）を選択します。
利益準備金欄に2,500,000円、別途積立金欄に95,000,000円が表示されていることを確認します。
- (4)  ボタンをクリックします。
- (5) ≪別表五（一）連動項目 期首金額入力≫画面が表示されます。
[コード4110]の「貸倒引当金繰入超過額」の[期首利益積立金額①]欄に150,000円が表示されていることを確認します。
- (6)  をクリックして、期首残高入力を終了します。

3-1.期首残高登録について

例題に基づいて、別表5(1)の期首残高等を登録します。

操作手順 (2) (3)

期首残高を登録します。
決算更新の場合は残高が移送されます。

I 利益積立金額の計算に関する		期首現在	当期の増減	差引翌期首現在	
区	分	利益積立金額	減	増	利益積立金額
利益準備金	1	2,500,000			2,500,000
変更別途積立金	2	95,000,000			95,000,000
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				

操作手順 (4) (5)

期首残高を登録します。
決算更新の場合は残高が移送されます。

コード	区	分	期首利益積立金額 ①	当期の減 ②
4110	貸倒引当金繰入超過額		150,000	0
4210	返品調整引当金繰入超過額		0	0
4220	賞与引当金繰入超過額		0	0
4310	退職給与引当金繰入超過額		0	0
4410	製品保証等引当金繰入超過額		0	0
9001	仮払法人税		0	0
9002	仮払道府県民税		0	0
9003	仮払市町村民税		0	0
9004	仮払事業税		0	0
9005	仮払その他		0	0
9101	過払法人税		0	0
9102	過払道府県民税		0	0
9103	過払市町村民税		0	0

[通常処理]タブ-『申告書入力』

登録内容

「所得の金額の計算」「利益積立金額の計算」に必要な「当期純利益の金額」と「繰越利益剰余金の金額」の登録を行います。

(実習用例題 確定申告法人税等計算前貸借対照表より)

【 純 資 産 の 部 】

繰越利益剰余金	31,321,850
(期首繰越利益剰余金	10,900,000)

〔 確定申告法人税等計算前損益計算書 〕

【 税引前当期純利益 】	24,567,000
【 法人税、住民税及び事業税 】	<u>4,145,150</u>
【 当 期 純 利 益 】	<u><u>20,421,850</u></u>

操作手順

※財務連動の場合

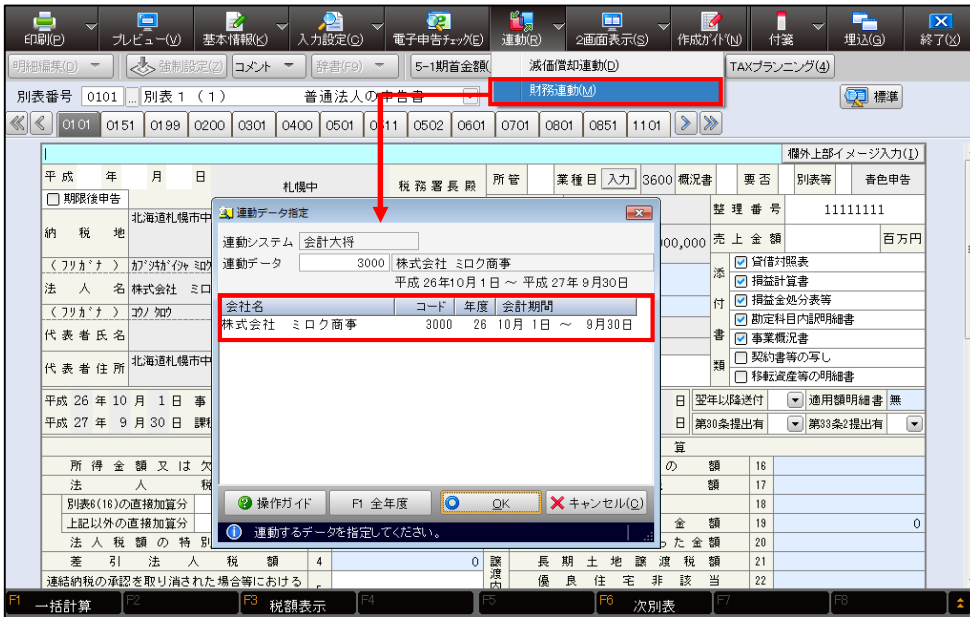
- (1) ツールバーの「連動」から、「財務連動」を選択します。
- (2) 連動システムは[会計大将]と表示されますので、顧問先の会計大将データを指定します。
- (3) 会計大将のデータより「当期利益」・「繰越利益金」・「売上金額」を連動できます。
- (4) 別表5 (1) (コード 0501) を選択します。
- (5) [繰越損益金 (26)] の [期首現在利益積立金額①] 欄に貸借対照表の期首繰越利益剰余金 10,900,000 円が表示されていることを確認します。

※財務から連動しない場合

- (1) 別表4 (コード 0400) を選択します。
- (2) [当期利益又は当期欠損の額 (1)] の [総額①] 欄に損益計算書の当期純利益 20,421,850 円を入力します。
- (3) 別表5 (1) (コード 0501) を選択します。
- (4) [繰越損益金 (26)] の [期首現在利益積立金額①] 欄に貸借対照表の期首繰越利益剰余金 10,900,000 円を入力します。
- (5) [繰越損益金 (26)] の [当期の増減 増③] 欄に貸借対照表の繰越利益剰余金 31,321,850 円を入力します。

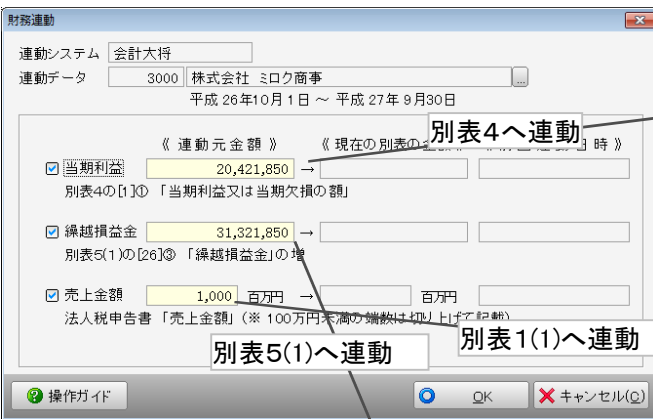
3-2.データ連動について No1

別表4・別表5(1)の期首残高を連動します。(会計データからの連動)



操作手順 (1) (2)
(財務連動)

操作手順 (3)
(財務連動)



区 分	総額	増	減	分
当期利益又は当期欠損の額	20,421,850		20,421,850	配当 その他
損益処理をした法人税・地方法人税・復興特別法人税				
損益処理をした道府県民税・市町村民税				
損益処理をした道府県民税・市町村民税				
損益処理をした納税充当金				
損益処理をした附帯税等				
繰越利益の繰越超過額				

平成 年 月 日	税務署長 役	所管	業種目	入力	3600	概況書	要否	別表等	青色申告
			事務器具販売業						
			期首繰越金	10,900,000					
			売上金額	1,000	百万円				

操作手順 (5) (財務連動)

区 分	期首現在	増	減	当期末現在
繰越損益金	10,900,000		31,321,850	31,321,850
繰越剰余金				
未納法人税、未納地方法人税及び未納復興特別法人税		4,559,400		4,559,400
未納道府県民税		300,100		300,100
未納市町村民税				
差引合計額	10,900,000	26,462,350		124,112,350

初期導入のときは、財務連動した場合も繰越損益金(26)の①へ期首繰越剰余金の金額を入力します。

[通常処理]タブ-『申告書入力』

登録内容

確定決算において修繕費として計上している金額のうち、1,000,000 円は建物の資本的支出に該当するものであり、この資本的支出に係る減価償却限度額は 200,000 円である。

(実習用例題 確定申告法人税等計算前損益計算書より)

[確定申告法人税等計算前損益計算書]

【 減価償却費 】	4,000,000
【 修繕費 】	1,200,000(内資本的支出 1,000,000 円)

※減価償却システムでは、建物として資本的支出全額を任意償却

※減価償却費として損益計算書に記載していなくても、費用又は損失として処理したもののについては、減価償却費として取扱い償却限度額の計算を行います。

操作手順

- (1) ツールバーの「連動」から、「減価償却連動」を選択します。
- (2) 連動システムは[減価償却]と表示されますので、顧問先の減価償却データを指定します。
連動画面が表示されますので、別表 16 (1) にチェックをして[OK]をクリックします。
- (3) 別表 16 (1) (コード 1601) を選択します。
- (4) [当期償却限度額合計(34)] 欄に 4,200,000 円が連動されていることを確認します。
[当期償却額 (35)] 欄に 5,000,000 円が連動されていることを確認します。
[償却超過額 (37)] 欄に 800,000 円が計算されていることを確認します。
※償却超過額は別表 4 と別表 5 (1)へ連動されます。

3-2.連動データについて No2

減価償却システムから別表 16(1)へ連動します。

3000 株式会社 ミロク商事

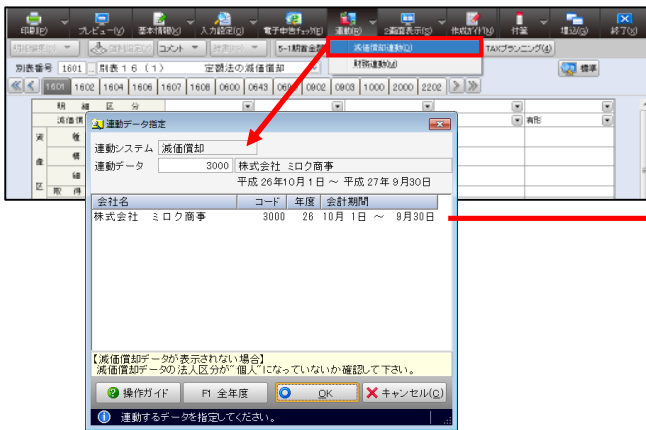
資産別固定資産減価償却内訳表

自 26年 10月 1日
至 27年 9月 30日

物件名称	数量	償却方法	取得年月	償却率	期間	取得価額	期首帳簿価額	当期増減額	普通償却額	特別(割増)償却額	当期減価償却額	当期償却限度額	期末帳簿価額	減価償却累計額	備考
【 建物 (定額) 】															
1-00 建物	1	定額	H19.10	50	0.020	12	75,000,000	51,500,000	1,500,000		1,500,000	1,500,000	50,000,000	25,000,000	
1-01 資本的支出	1	定額	H26.10	5	0.200	12	1,000,000		1,000,000		1,000,000	200,000		1,000,000	償却完了
※ 資産計 ※						76,000,000	51,500,000	1,000,000	2,500,000		2,500,000	1,700,000	50,000,000	26,000,000	
【 車両運搬具 】															
10-00 座車	1	定額	H23.10	5	0.200	12	12,500,000	8,500,000	2,500,000		2,500,000	2,500,000	6,000,000	6,500,000	
※ 資産計 ※						12,500,000	8,500,000	2,500,000	2,500,000		2,500,000	2,500,000	6,000,000	6,500,000	
※ 合計 ※						88,500,000	60,000,000	1,000,000	5,000,000		5,000,000	4,200,000	56,000,000	32,500,000	

参考
(減価償却システムより)

操作手順 (1) (2)



操作手順 (4)

償却超過額は、
別表 4 の[減価償却の償却超過額 7]と
別表 5 (1) に連動されます。

登録内容

ここでは今回の演習用例題の資本的支出について、減価償却システム側で物件登録後に資本的支出全額を任意償却するための登録をします。

操作手順

- (1) アプリケーション「減価償却連動」を選択します。
- (2) 『導入処理』・『基本登録』・『会社基本情報』・[計算情報(詳細)] タブで普通償却超過額計算区分が「計算する」、普通償却超過額繰越区分が「繰越する」になっていることを確認します。
- (3) 『登録処理』・『物件登録』(詳細)・[基本情報1] タブで物件登録をします。
- (4) 『登録処理』・『物件登録』(詳細)・[基本情報2] タブで[当期任意普通償却額]欄を「設定あり」にして全額償却の1,000,000円を登録します。また、[任意備忘価格]欄を「直接入力」にして0円(空白)を登録します。

3-2.参考資料 1 例題の資本的支出部分に関する登録について

減価償却システムの物件登録にて、例題の資本的支出に関する登録をします。

操作手順 (2)

基本情報	一括償却資産登録方法	<input checked="" type="radio"/> 資産種類単位	<input type="radio"/> 物件単位
運用情報	一括償却資産経理方法	<input checked="" type="radio"/> 決算調整方式	<input type="radio"/> 申告調整方式
計算情報	償却額端数加算月区分	<input checked="" type="radio"/> 最終の月	<input type="radio"/> 最初の月
計算情報(詳細)	普通償却超過額計算区分	<input checked="" type="radio"/> 計算する	<input type="radio"/> 計算しない
	普通償却超過額繰越区分	<input checked="" type="radio"/> 繰越する	<input type="radio"/> 繰越しない
セグメント情報	普通償却不足額計算区分	<input checked="" type="radio"/> 計算する	<input type="radio"/> 計算しない

操作手順 (3)

操作手順 (4)

登録内容 (参考)

減価償却システムにて、参考資料1の普通償却超過額繰越区分が「繰越する」になっている場合の更新した翌期データには、前期から繰り越した償却超過額が登録されています。法人税申告書システムにて翌期も「減価償却連動」することで、減価償却超過額の当期認容額の税務調整が行われます。

操作手順 (参考)

- (1) ツールバーの「連動」から、「減価償却連動」を選択します。
- (2) 連動システムは[減価償却]と表示されますので、顧問先の減価償却データを指定します。
連動画面が表示されますので、別表16(1)にチェックをして[OK]をクリックします。
- (3) 別表16(1)(コード1601)を選択します。
- (4) [当期償却限度額合計(34)]欄に4,200,000円が連動されていることを確認します。
[当期償却額(35)]欄に4,000,000円が連動されていることを確認します。
[償却不足額(36)]欄に200,000円が計算されていることを確認します。
※償却不足額は、その繰越償却超過額の認容として別表4と別表5(1)へ連動されます。

3-2.参考資料2 減価償却超過額の翌期以降の税務調整について

減価償却システムから別表 16(1)へ連動します。

参考 翌期分
(減価償却システムより)

3000 株式会社 ミロク商事													
資産別固定資産減価償却内訳表													
自 27年 10月 1日 至 28年 9月 30日													
物件名称	数量	償却方法	取得時期	取得価額	期首帳簿価額	当期増減額	普通償却額	特別(割増)償却額	当期減価償却額	当期償却限度額	期末帳簿価額	減価償却累計額	備考
【 建物(定額) 】													
1-00 建物	1	定額	H19.10	75,000,000	50,000,000		1,500,000		1,500,000	1,500,000	48,500,000	26,500,000	
1-01 資本的支出	1	定額	H26.10	1,000,000						200,000		1,000,000	償却済
※ 資産計 ※ 建物(定額)				76,000,000	50,000,000		1,500,000		1,500,000	1,700,000	48,500,000	27,500,000	
【 車両運搬具 】													
10-00 車両	1	定額	H23.10	12,500,000	6,000,000		2,500,000		2,500,000	2,500,000	3,500,000	9,000,000	
※ 資産計 ※ 車両運搬具				12,500,000	6,000,000		2,500,000		2,500,000	2,500,000	3,500,000	9,000,000	
※ 合計 ※				88,500,000	56,000,000		4,000,000		4,000,000	4,200,000	52,000,000	36,500,000	

操作手順 (4)

区 分	総額①	処 分
減価償却超過額の当期認容額	200,000	留保の 社外流出②
納税充当金から支出した事業税等の金額		
受取配当等の益金不算入額		
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額		
受贈益の益金不算入額		
適格現物分配に係る益金不算入額		
法人税等の中間納付・過納納の還付金額		
所得税額等・欠損金繰戻しによる還付金等		

別表番号	1601	1602	0643	0680	0802	0903	1000	2000	2202
19 定額法全額室額	76,000,000	1,500,000						88,500,000	
20 定額法の償却率									
26 算出償却額	1,700,000	2,300,000						4,200,000	
27 増加償却額	()	()						()	()
28 計	1,700,000	2,500,000						4,200,000	
29 当期普通償却限度額等	1,700,000	2,500,000						4,200,000	
30 特別に却 通用領明細書 区分番号									
31 又償る度 通用 条項	(条項)	(条項)	(条項)	(条項)	(条項)	(条項)	(条項)	(条項)	(条項)
32 却は却償額 特別償却額	外	外	外	外	外	外	外	外	外
33 繰越特別償却不足額等 通用領明細書 区分番号									
34 合 計	1,700,000	2,500,000						4,200,000	
35 当期償却額	1,500,000	2,500,000						4,000,000	
36 差償却不足額	200,000							200,000	
37 引 却超過額									
38 前期からの繰越額	800,000							800,000	
39 認 償却不足による	200,000							200,000	
40 貸 立 金 取 戻									
41 合 計 翌期への繰越額	600,000							600,000	

別表番号	0501	0511	0502	0601	0701	0801	0851	1101
【注意】・「(26)繰越損益金」の「増③」は入力項目です(計算されません)。繰越利益剰余金の当期末残高を入力します。 ・「II 資本金等の額の計算に関する明細書」((32)~(36))は必ず入力してください。								
I 利益積立金額の計算に関する明細書								
区 分	期首現在 利益積立金額 ①	当 期 の 増 減	増	減	差引翌期首現在 利益積立金額 ④			
1 利益準備金	2,500,000				2,500,000			
2 変更別途積立金	95,000,000				95,000,000			
4110 貸倒引当金繰入超過額	401,500				401,500			
6110 減価償却超過額	800,000	200,000			600,000			
9102 過払道府県民税	18,300				18,300			

[通常処理]タブ-『申告書入力』

項目説明

設定内容

実習用例題 [会社概要] より

資本金 10,000,000 円 (発行済株式 200 株 / 全株普通株式)

株主構成	甲野太郎	(代表取締役)	100 株
	甲野花子 / 甲野太郎の妻	(監査役)	30 株
	甲野一郎 / 甲野太郎の長男	(専務取締役)	50 株
	乙山次郎	(常務取締役)	20 株

操作手順

- (1) 別表 2 (コード 0200) を選択します。
- (2) 発行済株式数が200株で全株普通株式であることから[期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額(1)]と[期末現在の議決権の総数(4)]に「200」と入力します。
- (3) ≪判定基準となる株主等の株式数等の明細≫に株主構成を登録します。
今回は甲野太郎さん・甲野花子さん・甲野一郎さんが、判定基準となる株主(社員)と同族関係者になりますので、この3名に[順位]の[株式数等]、[議決権数]の欄に第一順位として[1]を入力します。
甲野太郎さんと同族関係者ではない乙山次郎さんの[順位]の[株式数等]、[議決権数]の欄は第二順位として [2] を入力します。
- (4) [判定基準となる株主(社員)及び同族関係者]欄は、株主の住所又は所在地と氏名又は法人名を入力します。
- (5) [判定基準となる株主等との続柄]、[株式数又は出資の金額等 (その他の株式等)] は以下のように入力します。

氏名	株主等との続柄	株式数	議決権の数
甲野 太郎	本人	100	100
甲野 花子	妻	30	30
甲野 一郎	長男	50	50
乙山 次郎	本人	20	20

- (6) この入力により、この法人が同族会社であるかどうかの判定を自動計算します。
自動計算の結果は [判定結果 (18)] 欄に表示されます。

3-3.別表2

別表2では、株主構成等を登録します。

操作手順（2）から（6）

判定結果

順位	株主種別	判定基準となる株主（社員）及び同族関係者		続柄	株式数又は出資の金額等			
		住所又は所在地	氏名又は法人名		被支配会社でない法人株主等		その他の株主等	
				電子用印刷用	株式数又は出資金額	議決権の数	株式数又は出資金額	議決権の数
					19	20	21	22
1	1	北海道札幌市中央区北三条西2丁目	甲野 太郎	本人		株外	株外	
1	1	北海道札幌市中央区北三条西2丁目	甲野 花子	配偶者 妻		外	100	100
1	1	北海道札幌市中央区北三条西2丁目	甲野 一郎	長男 長男		外	30	30
1	1	北海道札幌市中央区北三条西2丁目	甲野 一郎	長男 長男		外	50	50
2	2	東京都新宿区西新宿1-25-1	乙山 次郎	本人 本人		外	20	20
						外		外

[通常処理]タブ-『申告書入力』

項目説明

登録内容

ここでは、交際費等の損金算入に関する計算をするための交際費の金額の入力を行います。

実習用例題 確定申告法人税等計算前損益計算書より

交際接待費の額 3,000,000 円

操作手順

- (1) 別表 1 5 (コード 1500) を選択します。
- (2) ≪支出交際費等の額の明細≫の科目：交際費の [支出額 (6)] に 3,000,000 円を入力します。
- (3) 今回は「交際費等の額から控除される費用の額」はありませんので、
[交際費等の額から控除される費用の額(7)]の欄の入力はありません。
[(8)のうち接待飲食費の額]の欄は、平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の場合に入力します。
- (4) 上記 (2) (3) の入力と資本金等の額 ([2-2 法人基本情報] で登録) により、
交際費等の損金不算入額 (4) 欄が計算されます。
この計算された金額が別表 4 の [交際費等の損金不算入額] へ連動されます。

※平成 26 年度税制改正で交際費等の損金不算入制度について、交際費のうち飲食のための支出の 50%が損金に算入できるとされるとともに、適用期限が 2 年延長されました。
中小法人については、現行の定額控除 (800 万円) と選択することができます。

※ 平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度で適用されます。

3-4.別表15

別表15では、交際費等の損金算入に関する計算をします。

操作手順 (2) から (4)

科 目	支 出 額	交際費等の額から控除される費用の額	差引交際費等の額	(8)のうち接待飲食費の額
	6	7	8	9
交 際 費	3,000,000		3,000,000	

別表4へ連動
(今回は無し)

別表4画面 (参考)

区 分	総 額 ①	留 保 ②	配 当 社 外 流 出 ③
当期利益又は当期欠損の額	20,421,850	20,421,850	
損金経理をした法人税・地方法人税・復興特別法人税			
損金経理をした道府県民税・市町村民税			
損金経理をした道府県民税利子割額			
損金経理をした納税充当金			
損金経理をした附帯税等			その他
減価償却の償却超過額	800,000	800,000	
役員給与の損金不算入額			その他
交際費等の損金不算入額	0		その他 0
次業合計			
小 計	800,000	800,000	0

[通常処理]タブ-『申告書入力』

項目説明

登録内容

ここでは、「寄附金の損金不算入額の計算」に必要となる、「寄附金の金額」と「寄附金の内容」についての登録を行います。

(資料 税額計算における留意事項3より)

寄附金について

当期において支出した寄附金の内訳は以下のとおりである。なお、社会福祉法人〇〇会は特定公益法人に該当するが認定特定非営利活動法人には該当しない。

支出日	27年 8月 1日	日本赤十字社	100,000円
支出日	27年 8月 1日	社会福祉法人〇〇会	500,000円
支出日	26年 10月 10日	神社祭礼寄附金	500,000円

操作手順

(1) 別表14(2)(コード1402)を選択します。

(2) 日本赤十字社へ寄附した金額(100,000円 支出日27年8月1日)を「指定寄附金等に関する明細」欄へ入力します。[寄附金の使途]欄には「災害救護設備整備」と入力します。

(3) 社会福祉法人〇〇会へ寄附した金額(500,000円 支出日27年8月1日)を「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人若しくは特定地域雇用促進法人に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細」欄へ入力します。

[認定特定非営利活動法人]欄は適用額明細書に連動する区分です。「認定特定非営利活動法人」または「仮認定特定非営利活動法人」を選択した明細の(42)が適用額明細書に連動されます。社会福祉法人〇〇会は、認定特定非営利活動法人に対する寄附金には該当しませんので「非該当」を選択します。

[寄附金の使途]欄には「社会福祉事業」と入力します。

※認定特定非営利活動法人とは、特定非営利活動法人(以下、「NPO法人」といいます。)のうち、一定の基準を満たすものとして都道府県知事又は指定都市の長の認定(若しくは仮認定)を受けた認定(若しくは仮認定)NPO法人又は国税庁長官の認定を受けた旧認定NPO法人をいいます。平成24年4月1日からは、国税庁長官が認定する制度は廃止されています。

(4) 神社祭礼寄附金(500,000円 支出日26年10月10日)は、「公益法人等以外の法人の場合の一般寄附金の損金算入限度額の計算」の[その他の寄附金額(3)]に入力します。

3-5.別表14(2)

別表 14(2)では、寄附金に関する計算をします。

操作手順 (2)・(3)

操作手順 (4)

[通常処理]タブ-『申告書入力』

登録内容

ここでは、「租税公課の納付状況」を別表5(1)・別表5(2)に登録を行います。

(資料 税額計算における留意事項4より)

① 未払法人税等勘定の異動状況について

期首残高 4,521,500 円

取崩額 (前期確定申告分納付)

法人税	3,024,000 円
法人道民税 (北海道)	203,200 円
法人市民税 (札幌市)	499,900 円
法人事業税・地方法人特別税(北海道)	794,400 円

(-) 4,521,500 円

繰入額

P/L計上分法人税等 (+) 4,145,150 円

取崩額 (当期予定申告分納付)

法人税	2,490,000 円
法人道民税/法人税割 (北海道)	139,000 円
〃 /均等割 (北海道)	10,000 円
法人市民税/法人税割 (札幌市)	341,900 円
〃 /均等割 (札幌市)	25,000 円
法人事業税 (北海道)	493,000 円
地方法人特別税 (北海道)	366,000 円
住民税利子割	25,000 円
源泉所得税	255,250 円

-) 4,145,150 円

B/S残高

0 円

② 租税公課の内訳について

当期において支出した租税公課の内訳は以下のとおりである。

固定資産税	420,000 円
自動車税	235,800 円
印紙税	32,000 円
固定資産税延滞金	5,200 円
会社法過料	40,000 円

租税公課合計 733,000 円

操作手順

- (1) 別表5(1)(コード0501)を選択します。
- (2) 未払法人税等の期首残高4,521,500円が[納税充当金(27)]の[期首現在利益積立金額①]へ表示されていることを確認します。
- (3) 前期確定申告分の期首現在未払額が [未納法人税(28)]・[未納道府県民税(29)]・[未納市町村未税(30)]に表示されていることを確認します。
 未納法人税 3,024,000 円
 未納道府県民税 203,200 円
 未納市町村未税 499,900 円

3-6.別表5(1)・別表5(2) No1

ここでは、「租税公課の納付状況」を登録します。

操作手順 (2)

印刷(E) プレビュー(V) 基本情報(K) 入力設定(O) 電子申告チェック(E) 連動(R) 2画面表示(S) 作成が什(W) 付箋 埋込(G) 終了(X)

明細編集(D) 強制設定(Z) コメント 辞書(F9) 5-1期首金額(1) 地方税基本(2) 地方税一覧入力(3) TAXプランニング(4)

別表番号 0501 ... 別表5(1) 利益積立及び資本金等 ページ 1 / 2

0101 0151 0199 0200 0301 0400 0501 0511 0502 0601 0701 0801 0851 1101 4-5-1行編集(E)

【注意】・「(26)繰越損益金」の「増③」は入力項目です(計算されません)。繰越利益剰余金の当期期末残高を入力します。
・「II 資本金等の額の計算に関する明細書」((32)~(36))は必ず入力してください。

I 利益積立金額の計算に関する明細書		期首現在 利益積立金額 ①	当期の増減 減 ②	増 増 ③	差引翌期首現在 利益積立金額 ④
繰越損益金	26	10,900,000	10,900,000	内 31,321,850	内 31,321,850
②減に合算する額					
納税充当金	27	4,521,500			4,521,500
未納法人税等	未納法人税、未納地方法人税及び未納復興特別法人税	28		中間確定 -4,866,800	-4,866,800
	未納道府県民税	29		中間確定 -314,300	-314,300
	未納市町村民税	30		中間確定	
差引合計額	31	113,071,500	10,900,000	26,940,750	129,112,250
II 資本金等の額の計算に関する明細書		期首現在 資本金等の額 ①	当期の増減 減 ②	増 増 ③	差引翌期首現在 資本金等の額 ④
資本金又は出資金	32	10,000,000			10,000,000
資本準備金	33				
	34				
	35				
差引合計額	36	10,000,000			10,000,000

F1 一括計算 F2 税額表示 F3 前別表 F4 次別表 F5 次ページ

操作手順 (3)

印刷(E) プレビュー(V) 基本情報(K) 入力設定(O) 電子申告チェック(E) 連動(R) 2画面表示(S) 作成が什(W) 付箋 埋込(G) 終了(X)

明細編集(D) 強制設定(Z) コメント 辞書(F9) 5-1期首金額(1) 地方税基本(2) 地方税一覧入力(3) TAXプランニング(4)

別表番号 0501 ... 別表5(1) 利益積立及び資本金等 ページ 1 / 2

0101 0151 0199 0200 0301 0400 0501 0511 0502 0601 0701 0801 0851 1101 4-5-1行編集(E)

【注意】・「(26)繰越損益金」の「増③」は入力項目です(計算されません)。繰越利益剰余金の当期期末残高を入力します。
・「II 資本金等の額の計算に関する明細書」((32)~(36))は必ず入力してください。

I 利益積立金額の計算に関する明細書		期首現在 利益積立金額 ①	当期の増減 減 ②	増 増 ③	差引翌期首現在 利益積立金額 ④
繰越損益金	26	10,900,000	10,900,000	内 31,321,850	内 31,321,850
②減に合算する額					
納税充当金	27	4,521,500			4,521,500
未納法人税等	未納法人税、未納地方法人税及び未納復興特別法人税	28		中間確定 -4,866,800	-7,890,800
	未納道府県民税	29		中間確定 -314,300	-517,500
	未納市町村民税	30		中間確定	-499,900
差引合計額	31	109,344,400	10,900,000	26,940,750	125,385,150
II 資本金等の額の計算に関する明細書		期首現在 資本金等の額 ①	当期の増減 減 ②	増 増 ③	差引翌期首現在 資本金等の額 ④
資本金又は出資金	32	10,000,000			10,000,000
資本準備金	33				
	34				
	35				
差引合計額	36	10,000,000			10,000,000

F1 一括計算 F2 税額表示 F3 前別表 F4 次別表 F5 次ページ

[通常処理]タブ-『申告書入力』

操作手順

(4) 別表5 (2) (コード 0502) を選択します。

(5) 前期確定申告分納付額は納税充当金を取り崩して支払っています。

前期の事業年度は平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日です。

直前期なので各税目の [当期分] のひとつ上の行に入力します。

[期首現在未納税額①] に期首残が表示されていることを確認し [当期中の納付税額充当金取崩しによる納付③] に税目ごとに取崩額を入力します。

法人税	3,024,000 円
道府県民税	203,200 円
市町村民税	499,900 円

(6) 事業税の前期分は [期首現在未納税額①] ではなく、[当期発生税額②] に入力します。

事業税・地方法人特別税 794,400 円

(7) P/L 計上分法人税等 (4,145,150 円) を《納税充当金の計算》の [損金の額に算入した納税充当金 (32)] 欄に入力します。

3-6.別表5(1)・別表5(2) No2

ここでは、「租税公課の納付状況」を登録します。

操作手順 (5) (6)

税目及び事業年度	期首現在 未納税額①	当期発生税額②	当期中の納付税額	期末現在 未納税額⑤
法人税				
自(平)至(平)				
自(平25・10・01)至(平26・09・30)	3,024,000		3,024,000	0
当期中間				
確定		4,656,600		4,656,600
計	3,024,000	4,656,600	3,024,000	4,656,600
道府県民税				
自(平)至(平)				
自(平25・10・01)至(平26・09・30)	203,200		203,200	0
当期中間				
確定		304,700		304,700
計	203,200	304,700	203,200	304,700
市町村民税				
自(平)至(平)				
自(平25・10・01)至(平26・09・30)	499,900		499,900	0
当期中間				
確定				
計	499,900		499,900	0
事業税				
平25・10・01 ~ 平26・09・30		794,400	794,400	0
当期中間				
計		794,400	794,400	0
(1)~(30)の計	3,727,100	5,755,700	4,521,500	4,961,300

操作手順 (7)

税目及び事業年度	期首現在 未納税額①	当期発生税額②	当期中の納付税額	期末現在 未納税額⑤
算入				
加算税・加算金				
延滞税				
延滞金				
過意税				
不				
算				
他				
入				
納税				
期首納税		4,521,500		
税金控除をした納税	4,145,150			
計		4,145,150		
法人税額等		3,727,100		4,521,500
事業税		794,400		4,145,150
(1)~(30)の計	3,727,100	6,902,800	4,521,500	6,108,400

[通常処理]タブ-『申告書入力』

操作手順

(8) (5)と同様に当期予定申告分の納付額は納税充当金を取り崩して支払っています。

[当期分 中間] の行に入力します。

[当期発生税額②] と [当期中の納付税額 充当金取崩しによる納付③] に税目ごとに発生額と取崩額を入力します。

< 法人税及び復興特別法人税 >

法人税 2,490,000 円

< 道府県民税 >

住民税利子割 25,000 円

道府県民税 149,000 円 (北海道法人税割 139,000 円 + 北海道均等割 10,000 円)

< 市町村民税 >

市町村民税 366,900 円 (札幌市法人税割 341,900 円 + 札幌市均等割 25,000 円)

< 事業税 >

事業税 859,000 円 (北海道事業税 493,000 円 + 北海道地方法人特別税 366,000 円)

< その他欄一損金不算入 >

源泉所得税 255,250 円

すべてを入力し終えたら、《納税充当金の計算》 [期末納税充当金 42] 欄が 0 円になっていることを確認してください。

3-6.別表5(1)・別表5(2) No3

ここでは、「租税公課の納付状況」を登録します。

操作手順（8）（法人税・道府県民税・市町村民税・事業税）

税目及び事業年度	期首現在 未納税額①	当期発生税額②	当期中の納付税額			期末現在 未納税額⑥
			充当金取崩し③	仮払経理④	損金経理⑤	
法人税						
自()						
至()						
自(平25-10-01)						
至(平26-09-30)						
当期	3,024,000	(法人税) 2,490,000 (地方法人税) 2,490,000	3,024,000	2,490,000		0
中間						
確定		3,036,000				3,036,000
計	3,024,000	5,526,000	5,514,000			3,036,000
道府県民税						
自()						
至()						
自(平25-10-01)						
至(平26-09-30)						
当期	203,200	利子割 149,000	203,200	25,000		-25,000
中間						
確定		344,800				344,800
計	203,200	493,800	377,200			344,800
市町村民税						
自()						
至()						
自(平25-10-01)						
至(平26-09-30)						
当期	499,900	366,900	499,900			0
中間						
確定						
計	499,900	366,900	866,800			0
事業税						
平25-10-01 ~ 平26-09-30		794,400	794,400			0
当期中間分		859,000	859,000			0
計		1,653,400	1,653,400			0
(1)~(30)の計	3,727,100	8,040,100	8,411,400			3,355,800
【参考金額】	地方税の既納付確定税額	道府県民税	事業税	市町村民税		

操作手順（8）（源泉所得税）

税目及び事業年度	期首現在 未納税額①	当期発生税額②	当期中の納付税額			期末現在 未納税額⑥
			充当金取崩し③	仮払経理④	損金経理⑤	
損金の不 算 他入						
延滞税						
延滞金						
過怠税						
源泉所得税		255,250	255,250			0
源泉所得税						
源泉所得税						
納税充当金の計算						
期首納税充当金	31	4,521,500				
損金経理をした納税充当金	32	4,145,150				
計	34	4,145,150				
法人税額等	35	6,758,000				
事業税	38	1,653,400				
(1)~(30)の計		3,727,100	8,224,550	8,666,650		3,285,000
【参考金額】	地方税の既納付確定税額	道府県民税	事業税	市町村民税		

チェック項目

[通常処理]タブ-『申告書入力』

操作手順

(9) 勘定科目「租税公課」で支払った内訳を入力します。

租税公課の内訳を「損金算入のもの」と「損金不算入のもの」に区分します。

以下の内容は [当期発生税額②] と [損金経理による納付⑤] のそれぞれに入力します。

「損金算入のもの」

固定資産税 420,000円

自動車税 235,800円

印紙税 32,000円⇒[損金算入]の欄は2行しかないので自動車税と合算して、
「その他諸税」で入力します。(合計金額267,800円)

「損金不算入のもの」

固定資産税延滞金 5,200円⇒「延滞金」の行に入力します。

会社法過料 40,000円(別表4へ連動をするために[連動]にチェック)

すべてを入力し終わったら、[損金経理による納付⑤] 欄の【参考金額】[(1)から(30)の計]が租税公課の合計金額 733,000円と一致していることを確認してください。

3-6.別表5(1)・別表5(2) No4

ここでは、「租税公課の納付状況」を登録します。

操作手順 (9) (その他 損金算入・損金不算入)

The screenshot displays the '租税公課の納付状況' (Tax Payment Status) screen. The main table is organized into several sections:

- 損金算入 (Deduction):** This section is highlighted with a red box. It includes rows for '固定資産税' (Fixed Asset Tax) and 'その他諸税' (Other Taxes), both with values of 420,000 and 267,800 respectively. Below these are '延滞金' (Penalty) and '過怠税' (Penalty Tax) rows.
- 源泉所得税 (Source Income Tax):** A row for '源泉所得税' is highlighted with a red box and a callout box labeled 'チェック項目' (Check items). The '連動' (Link) checkbox is checked, and the value is 40,000.
- 納税充当金の計算 (Calculation of Tax Payment):** This section shows the calculation of tax payment, including '期首納税充当金' (Initial Tax Payment) and '期末納税充当金' (Final Tax Payment).

The bottom of the screen features a toolbar with various function keys: F1 (一括計算), F2 (税額表示), F3 (前別表), F4 (次別表), F5 (一括計算), F6 (税額表示), F7 (前別表), F8 (次別表).

[通常処理]タブ-『申告書入力』

登録内容

「貸倒引当金の損金算入限度額の計算」に必要な「金銭債権の金額」と「貸倒引当金繰入額」の登録をします。
(実習用例題 確定申告法人税等計算前貸借対照表・損益計算書より)

【 貸借対照表より 】

受取手形	120,000,000
売掛金	80,000,000
貸付金	2,000,000
未収入金	100,000

【 損益計算書より 】

貸倒引当金繰入	2,400,000
---------	-----------

(資料 税額計算における留意事項 5 より)

貸倒引当金について

- ①貸倒引当金戻入 2,200,000 円は前期繰入額の戻入であり、前期において貸倒引当金の繰入超過額が 150,000 円あった。
- ②当期末における同一相手先に対して有する債権債務については、以下のとおりである。
得意先 A 社 受取手形 15,000,000 円・売掛金 9,000,000 円・未払金 150,000 円
仕入先 B 社 貸付金 2,000,000 円・未収入金 100,000 円・買掛金 8,000,000 円
- ③貸倒引当金の繰入れについては、租税特別措置法第 57 条の 9 に規定する法定繰入率 (卸売業 10/1000) にて計算する。

操作手順

- (1) 別表 1 1 (1 の 2) (コード 1112) を選択します。
- (2) ≪一括評価金銭債権の明細≫に勘定科目ごとに [期末残高 21] を入力します。
受取手形 120,000,000 円・売掛金 80,000,000 円
貸付金 2,000,000 円・未収入金 100,000 円
- (3) 得意先 A 社と仕入先 B 社に対しては債務 (買掛金や未払金) があるので、[実質的に債権とみられないものの額 27] 欄を計算します。
得意先 A 社 受取手形 15,000,000 円 > 未払金 150,000 円
∴ 受取手形の [実質的に債権とみられないものの額 27] 欄に 150,000 円を入力します。
仕入先 B 社 貸付金 2,000,000 円 + 未収入金 100,000 円 < 買掛金 8,000,000 円
∴ 貸付金と未収入金の [実質的に債権とみられないものの額 27] 欄にそれぞれ 2,000,000 円と 100,000 円を入力します。
- (4) 貸倒引当金の当期繰入額 2,400,000 円を [当期繰入額 (1)] 欄へ、卸売業における貸倒引当金の法定繰入率 (10/1000) を [法定の繰入率 (5)] 欄へ入力します。
※繰入限度超過額が計算されます。

3-7.別表 11(1 の 2) No1

別表 11(1 の 2)では、金銭債権の金額と貸倒引当金繰入額の登録を行います。

操作手順 (2)

明細 NO	勘定科目	20 期末残高	21 売掛債権等及び貸倒引当額	22 税務上貸倒額	23 個別評価額	24 令第96条第9項各号以外の金銭債権の額	25 連結法人売掛債権	26 期末一括評価金銭債権の額	27 一括評価とみられないものの額	28 差引期末債権額
1	受取手形	120,000,000						120,000,000		120,000,000
2	売掛金	80,000,000						80,000,000		80,000,000
3	貸付金	2,000,000						2,000,000		2,000,000
4	未収入金	100,000						100,000		100,000
	計	202,100,000						202,100,000		202,100,000

操作手順 (3)

明細 NO	勘定科目	20 期末残高	21 売掛債権等及び貸倒引当額	22 税務上貸倒額	23 個別評価額	24 令第96条第9項各号以外の金銭債権の額	25 連結法人売掛債権	26 期末一括評価金銭債権の額	27 一括評価とみられないものの額	28 差引期末債権額
1	受取手形	120,000,000						120,000,000		119,850,000
2	売掛金	80,000,000						150,000	80,000,000	80,000,000
3	貸付金	2,000,000						2,000,000		0
4	未収入金	100,000						2,000,000		0
	計	202,100,000						100,000	202,100,000	199,850,000
								100,000		2,250,000

操作手順 (4)

処理選択区分	有利	事業年度	11 帳簿価額	14 96条8-2	16 96条8-2	18 月数
実績による貸倒の発生割合の計算		3年前		イ	ハ	
< 基礎数字の入力 >		1年前				
当期繰入額			2,400,000			
繰入限度額			202,100,000			
繰入限度超過額			199,850,000			
法定の繰入率			10.0 / 1,000			
繰入限度額			1,998,000			
繰入限度超過額			401,500			

「繰入限度超過額」は別表 4 と別表 5 (1)～連動されます。

[通常処理]タブ-『申告書入力』

操作手順

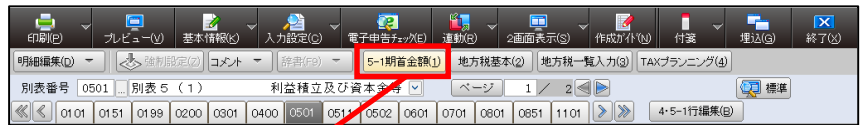
- (5) **5-1期首金額①** ボタンをクリックします。
- (6) ≪別表五（一）連動項目 期首金額入力≫画面が表示されます。
[コード 4110]の「貸倒引当金繰入超過額」の[当期の減②]欄に 150,000 円を入力します。

※ (6) で入力した「貸倒引当金繰入超過額」の[当期の減②]欄の金額と計算結果の繰入超過額が別表4の「加算」・「減算」と別表5(1)へ連動されます。

3-7.別表 11(1 の 2) No2

別表 11(1 の 2)では、金銭債権の金額と貸倒引当金繰入額の登録を行います。

操作手順 (5)



操作手順 (6)

コード	区 分	期首利益積立金額 ①	当期の減 ②
4110	貸倒引当金繰入超過額	150,000	150,000
4210	返品調整引当金繰入超過額	0	0
4220	賞与引当金繰入超過額	0	0
4310	退職給付引当金繰入超過額	0	0
4410	製品保証等引当金繰入超過額	0	0
9001	仮払法人税	0	0
9002	仮払道府県民税	0	0
9003	仮払市町村民税	0	0
9004	仮払事業税	0	0
9005	仮払その他	0	0

※前期と当期の繰入限度超過額が別表 4 と別表 5 (1) へ連動されます。

区 分	総額 ①	処 理	分
		留保 ②	社外流出 ③
当期利益又は当期欠損の額	20,421,850	20,421,850	配当 その他
加			
損金経理をした法人税・地方法人税・復興特別法人税			
損金経理をした道府県民税・市町村民税			
損金経理をした道府県民税利子割額			
損金経理をした納税充当金	4,145,150	4,145,150	
損金経理をした附帯税等	45,200		その他 45,200
減価償却の償却超過額	800,000	800,000	
役員給与の損金不算入額			その他
文庫費等の損金不算入額	0		その他 0
4110 貸倒引当金繰入超過額	401,500	401,500	
次業合計			
小 計	5,391,850	5,346,650	45,200
減			
減価償却超過額の当期認容額			
納税充当金から支出した事業税等の金額	1,908,650	1,908,650	
受取配当等の益金不算入額			*
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額			*
受贈益の益金不算入額			*
適格現物分配に係る益金不算入額			*
法人税等の中間納付・過誤納の還付金額			*
所得税額等・欠損繰戻しによる還付金等			*
4110 貸倒引当金繰入超過額認容	150,000	150,000	

区 分	期首現在 利益積立金額 ①	当期の増減	差引翌期首現在 利益積立金額 ④
		減 ②	増 ③
利益準備金	2,500,000		2,500,000
変更 別途積立金	95,000,000		95,000,000
4110 貸倒引当金繰入超過額	150,000	150,000	401,500
6110 減価償却超過額			800,000

別表 4 へ連動

[通常処理]タブ-『申告書入力』

登録内容

ここでは、「所得税額（利子割額）の控除の計算」に必要となる、「受取配当金や受取利息の金額」と「これらに課された源泉所得税や利子割額」の登録を行います。

(資料 実習用例題より)

所得税額及び利子割の控除について

- ① 当期において受け取った利息及び配当金の金額とこれらに課された源泉所得税及び利子割額は以下のとおりである。

預金利子	500,000 円	源泉所得税	76,575 円 (15.315%)	利子割	25,000 円 (5%)
C 社株式 (上場株式)	配当金	100,000 円	源泉所得税	15,315 円 (15.315%)	
D 社株式 (子会社株式)	配当金	800,000 円	源泉所得税	163,360 円 (20.042%)	
- ② C 社株式 (上場株式) 配当金の計算期間は平成26年8月1日から平成27年1月31日までの6ヶ月間である。(株)ミロク商事は、当該株式を平成26年10月1日に取得し期末まで保有している。C 社の本店所在地は東京都千代田区である。
- ③ D 社株式(子会社株式)配当金の計算期間は平成25年10月1日から平成26年9月30日までの1年間である。なお、D 社は平成16年10月の設立であり、当社の D 社株式の保有割合は、D 社設立時より当期末まで80%である。D 社の本店所在地は東京都新宿区である。

操作手順

- (1) 別表 6 (1) (コード 0601) を選択します。
- (2) **利子・配当等入力(A)**のボタンをクリックします。預貯金等のタブを選択し預貯金利子の[収入金額]に 500,000 円、[所得税額 (源泉徴収)]欄に 76,575 円を入力します。[復興所得税あん分端数処理区分]のプルダウンメニューを開き 50 銭超切上げを選択します。自動計算で所得税額、復興所得税額、利子割額が計算され、第 9 号の 2 様式に連動されます。
- (3) 次に個別法のタブを選択し銘柄ごとに登録します。
[復興所得税あん分端数処理区分]のプルダウンメニューを開き 50 銭超切上げを選択します。自動計算で所得税額、復興所得税額、利子割額が計算され、第 9 号の 2 様式に連動されます。

《個別法による場合》欄に

分類	銘柄	収入金額	所得税額	計算基礎期間	所有期間
利益の分配	C 社株式	100,000 円	15,315 円	6 ヶ月	(注 1) 4 ヶ月
利益の分配	D 社株式	800,000 円	163,360 円	12 ヶ月	12 ヶ月

(注 1) 所有期間 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 1 月 31 日

3-8.別表6(1)・第9号の2様式・第9号の3様式 No1

ここでは、受取利息等の収入金額と所得税額、復興特別所得税額、利子割額の登録をします。

操作手順 (2)

第9号の2表へ連動されます。

復興特別法人税の課税期間の終了後の「課税の所得税額②」及び「控除の所得税額③」には、所得税と復興特別所得税の額が合算されます。

印刷(P) プレビュー(V) 基本情報(K)

明細編集(D) 強制設定(Z) コメント

別表番号 0601 別表 6 (1) 所得税額控除 ページ 1 / 1

利子・配当等入力(A) 左のボタンをクリックすると入力画面が表示されます(復興別表2、第9号の2様式と共通の入力画面です)。

区分	収入金額①	課税の所得税額②	控除の所得税額③
預貯金の利子・合同運用信託の収益の分配	500,000	76,575	76,575
公社債の利子等			
剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配	900,000	178,675	173,575
集団投資信託(合同運用信託を除く。)の収益の分配			
その他			
計	1,400,000	255,250	250,150

分類	銘柄	7	収入金額	8	所得税額	9	計算期間	10	元本所有期間	11	所有期間割合	12	控除税額
剰余金・利益の配当等	C社株式		100,000		15,315		6月		4月		0.667		10,215
剰余金・利益の配当等	D社株式		800,000		163,360		12		12		1.000		163,360

操作手順 (3)

印刷(P) プレビュー(V) 終了(X)

挿入(I) 削除(D) 複製(C) 貼付(P) 強制設定(Z) 辞書(F9) 利子手取り額入力(H)

計算連動区分
 第9号の2様式

預貯金等 個別法 銘柄別簡便法 その他

No	日付	収入金額	所得税額 (源泉徴収)	復興特別 法人税 処理区分	直接 入力	所得税額	復興所得税額	利子割額	利子手取り額
1		500,000	76,575	50課越切上げ	<input type="checkbox"/>	75,000	1,575	25,000	398,425
全合計		500,000	76,575			75,000	1,575	25,000	398,425

印刷(P) プレビュー(V) 終了(X)

挿入(I) 削除(D) 複製(C) 貼付(P) 強制設定(Z) 辞書(F9) 利子手取り額入力(H)

計算連動区分
 第9号の2様式

預貯金等 個別法 銘柄別簡便法 その他

No	分類区分	収入金額	復興特別 法人税 処理区分	直接 入力	所得税額	復興所得税額	利子割額	計算 期間 所有期間	所有 期間 割合	控除を受ける 所得税額	控除を受ける 復興所得税額	控除、充当、 還付を受ける 利子割額
1	剰余金・利益の配当等 C社株式	100,000 15,315	50課越切上げ	<input type="checkbox"/>	15,000 315			6 4	0.667	10,005 210		
2	剰余金・利益の配当等 D社株式	800,000 163,360	50課越切上げ	<input type="checkbox"/>	160,000 3,360			12 12	1.000	160,000 3,360		
全合計		900,000 178,675			175,000 3,675					170,005 3,570		

※復興特別法人税の課税の対象となる事業年度終了後の復興特別所得税の取扱い
課税事業年度終了後の各事業年度において、法人が利子及び配当等に課される復興特別所得税の額を有する場合には、復興特別所得税の額を所得税の額とみなして、法人税申告書で利子及び配当等に課される所得税の額と合わせて各事業年度の法人税の額から控除し、復興特別所得税の額で法人税の額から控除しきれなかった金額があるときは、その金額を還付することとされました。
出典: 国税庁ホームページ「復興特別法人税の改正の概要(平成26年5月)」より抜粋しました。

[通常処理]タブ-『申告書入力』

操作手順

- (1) 第9号の2様式(コード 0902)を選択します。
- (2) ≪利子割額の控除・充当・還付に関する明細書≫の[預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配(1)]の[収入金額①]欄に預金利子 500,000 円、[①について課された利子割額②]欄と[②のうち控除・充当・還付を受ける利子割額③]欄に預金利子の利子割額得税 25,000 円は既に連動されています。
- (3) 第9号の3様式(コード 0903)[事務所の有無]の欄で、事務所が所在している[北海道]を[有]にします。
[控除・充当・還付を受ける利子割額]には、[北海道]に「25,000 円」を入力します。

3-8. 別表6(1)・第9号の2様式・第9号の3様式 No2

ここでは、受取利息等の収入金額と所得税額、復興特別所得税額、利子割額の登録をします。

操作手順 (2)

区 分	収入金額 ①	①の利子割額 ②	控除・充当・還付利子割額 ③
1 預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	500,000	25,000	25,000
2 公社債の利子			
3 投資信託の収益の分配			
4 その他			
5 計	500,000	25,000	25,000

操作手順 (3)

都道府県名	事務所の有無	都道府県コード	控除・充当・還付を受ける利子割額
北海道	有	01	25,000
青森		02	
岩手		03	
宮城		04	
秋田		05	
山形		06	
福島		07	
茨城		08	
栃木		09	
群馬		10	
埼玉		11	
千葉		12	
東京		13	
神奈川		14	

[通常処理]タブ-『申告書入力』

登録内容

ここでは、「受取配当金等の益金不算入額の計算」に必要となる、「受取配当金の金額」と「総資産の帳簿価額」、「株式等の帳簿価額」についての登録を行います。

(資料 確定申告法人税等計算前貸借対照表より)

【 資 産 の 部 】

資 産 の 部 合 計 361,821,850 円

(資料 確定申告法人税等計算前損益計算書より)

【 営 業 外 費 用 】

支 払 利 息 1,600,000 円

(資料 実習用例題より)

受取配当等の益金不算入計算について

- ① 前期決算書における「資産の部合計」は 310,000,000 円であり、債権から控除する方法により貸倒引当金 2,200,000 円が計上されている。

(総資産の帳簿価額については、貸倒引当金控除前の総資産の額を用いる。)

- ② 株式等の帳簿価額

前期末	D社株式(子会社株式)	8,000,000 円
当期末	C社株式(上場株式)	2,000,000 円
	D社株式(子会社株式)	8,000,000 円

(簡便法の基準年度：平成 22 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度)

平成 23 年 6 月期末 負債利子 1,400,000 円 [D 社株式(子会社)にかかるもの 35,000 円]

平成 24 年 6 月期末 負債利子 1,600,000 円 [D 社株式(子会社)にかかるもの 45,000 円]

操作手順

- (1) 別表 8 (1) (コード 0801) を選択します。
- (2) [当期に支払う負債利子等の額(3)又は(19)] 欄に当期の支払利息の金額 1,600,0000 円を入力します。
- (3) [基準年度合計負債利子額(24)] 欄に平成 23 年 6 月期と平成 24 年 6 月期の負債利子額合計 3,000,000 円を入力します。
[関係株式又は関連株式に係る負債利子合計額(25)] 欄に D 社株式(子会社)にかかる負債利子の合計額 80,000 円を入力します。

3-9.別表8(1)・別表8(1)付表 No1

別表 8(1)は、受取配当金の金額と純資産の帳簿価額、株式等の帳簿価額の登録をします。

操作手順 (2)

処理選択区分	有利	無利
当期に支払う負債利子等の額 (3)または(18)	1,600,000	
特別利子の額 (5)または(20)		
計	1,600,000	
総資産価額		1,600,000
負債	1,600,000	

操作手順 (3)

処理選択区分	有利	無利
当期に支払う負債利子等の額 (3)または(18)	1,600,000	
特別利子の額 (5)または(20)		
計	1,600,000	
総資産価額		3,000,000
負債	1,600,000	
受取配当等の額		1,400,000

[通常処理]タブ-『申告書入力』

操作手順

(4) [当年度実績による場合の総資産価額等の計算] の [総資産の帳簿価額 (34)] 欄に前期末現在額と当期末現在額を入力します。

前期末現在額 312,200,000 円 (資産の部合計 310,000,000 円 + 貸倒引当金 2,200,000 円)

当期末現在額 364,221,850 円 (資産の部合計 361,821,850 円 + 貸倒引当金 2,400,000 円)

(5) [当年度実績による場合の総資産価額等の計算]の[期末その他株式等の帳簿価額 (38)]欄の当期末現在額にC社株式(上場株式)の帳簿価額 2,000,000 円を、[期末関係株式等又は期末関連株式等帳簿価額 (37)]欄の前期末現在額と当期末現在額にD社株式(子会社株式)の帳簿価額 8,000,000 円を入力します。

(6) 別表 8 (1) 付表 (コード 0851) を選択します。

(7) [その他株式等] 欄にC社株式(上場株式)、[関係法人株式等又は関連法人株式等] 欄にD社株式(子会社株式)に関する情報を入力します。

法人名	本店所在地	受取配当等の金額	益金算入金額	前期末簿価	当期末簿価
C社	東京都千代田区	100,000 円	0 円		2,000,000 円
D社	東京都新宿区	800,000 円	0 円	8,000,000 円	8,000,000 円

※ D社の保有期間は平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日の 12 ヶ月、保有割合は 0.800

3-9.別表8(1)・別表8(1)付表 No2

別表8(1)は、受取配当金の金額と純資産の帳簿価額、株式等の帳簿価額の登録をします。

操作手順 (4)

区分	総資産の帳簿価額	連結法人元本負債	総資産価額	期末関係株式等又は 期末関連株式等 帳簿価額	期末その他株式等の帳簿価額	受益権の帳簿価額 × 50又は25 100
前期末現在額	34 312,200,000	35	36 312,200,000	37	38	39
当期末現在額	364,221,850		364,221,850			
計	676,421,850		676,421,850			

操作手順 (5)

区分	総資産の帳簿価額	連結法人元本負債	総資産価額	期末関係株式等又は 期末関連株式等 帳簿価額	期末その他株式等の帳簿価額	受益権の帳簿価額 × 50又は25 100
前期末現在額	34 312,200,000	35	36 312,200,000	37 8,000,000	38	39
当期末現在額	364,221,850		364,221,850	8,000,000	2,000,000	
計	676,421,850		676,421,850	16,000,000	2,000,000	

操作手順 (7)

関係法人名	本店の所在地	効力発生日までの保有 期間又は受取配当等の 額の計算期間	保有割合	受取配当等の額	左のうち益金算入金額	益金不算入対象金額
D社	東京都新宿区	(25-10-01) (26-09-30)	0.800	800,000		800,000
計				800,000		800,000

その他 の株式等	本店の所在地 (証券投信にあっては、特定株式投信・ 外貨建等投信・その他投信の別 特定株式投信)	受取配当等の額 (その100、50又は25 取入額× 100)	左のうち益金算入金額	益金不算入対象金額
C社	<input type="checkbox"/> 該当 東京都千代田区	100,000		100,000
計		100,000		100,000

[通常処理]タブ-『申告書入力』

操作手順

- (8) 別表8 (1) (コード0801) を選択します。
- (9) 当年実績による [受取配当等の益金不算入額] と、基準年度実績による [受取配当等の益金不算入額] 欄に計算結果が表示されます。
処理選択区分が「有利」にしておくと、益金不算入額の大きい計算結果が別表4へ連動されます。

3-9.別表8(1)・別表8(1)付表 No3

別表8(1)は、受取配当金の金額と純資産の帳簿価額、株式等の帳簿価額の登録をします。

操作手順 (9)

有利判定で益金不算入額の大きいほうが別表4へ連動されます

処理選択区分	有利	不利
当期に支払う負債利子等の額 (3)または(19)	1,600,000	
特別利子の額 (5)または(20)		
超過利子額の損金算入額 (7)または(22)		
基準年度合計負債利子額 (24)		3,000,000
関係株式又は関係株式に係る負債利子合計額 (25)		80,000
その他株式等の負債利子額 (29)		
受取配当等の益金不算入額 (16)	809,789	
受取配当等の益金不算入額 (33)		808,400

別表4

区分	金額	留保	社外流出
当期利益又は当期欠損の額	20,421,850	20,421,850	
損金経理をした法人税・地方法人税・復興特別法人税			
損金経理をした道府県民税・市町村民税			
損金経理をした道府県民税利子割額			
損金経理をした納税充当金	4,145,150	4,145,150	
損金経理をした附帯税等	45,200		45,200
減価償却の償却超過額	800,000	800,000	
役員給与の損金不算入額			
交際費等の損金不算入額	0		0
貸倒引当金繰入超過額	401,500	401,500	
次業合計			
小計	5,391,850	5,346,650	45,200
減価償却超過額の当期認容額			
納税充当金から支出した事業税等の金額	1,908,650	1,908,650	
受取配当等の益金不算入額	809,789		809,789
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額			
受贈益の益金不算入額			
適格現物分配に係る益金不算入額			

[通常処理]タブ-『申告書入力』

登録内容

ここでは、「役員給与の損金不算入額」に該当する金額の登録を行います。

(資料 実習用例題より)

役員給与について

当期において支給した役員給与の各人別金額の内訳は以下のとおりである。

なお、当社は事前確定給与に関する届出をしていない。

代表取締役	甲野太郎	定期同額給与月額 125 万円×12 ケ月+賞与 60 万円=	1,560 万円
専務取締役	甲野一郎	定期同額給与月額 100 万円×12 ケ月+賞与 30 万円=	1,230 万円
常務取締役	乙山次郎	定期同額給与月額 90 万円×12 ケ月+賞与 30 万円=	1,110 万円
監査役	甲野花子	定期同額給与月額 25 万円×12 ケ月=	300 万円

《参考資料》 決算内訳書 役員報酬の内訳

⑭
 株式会社 ミロク商事
 1頁

役員報酬手当等及び人件費の内訳書

役員報酬手当等の内訳										
役職名 担当業務	氏名 住所	代表者と の関係 所	常勤・ 非常勤 の別	役員 給与計	使用人 職務分	左の内訳 使用人職務分以外				退職給与
						定期同額 給与	事前確定 届出給与	利益連動 給与	その他	
代表取締役	甲野太郎	本人	常 勤	15,600,000		15,000,000			600,000	
専務取締役	甲野一郎	長男	常 勤	12,300,000		12,000,000			300,000	
常務取締役	乙山次郎	その他	常 勤	11,100,000		10,800,000			300,000	
監査役	甲野花子	配偶者	常 勤	3,000,000		3,000,000				
計				42,000,000		40,800,000			1,200,000	

操作手順

(1) 別表4 (コード 0400) を選択します。

(2) [役員給与の損金不算入額(8)] の[社外流出③]欄に、賞与の合計額 1,200,000 円を入力します。

3-10.別表4

別表4は、役員給与の損金不算入額の登録をします。

操作手順（2）

区 分		総額①	処 分	
			留保②	社外流出③
	当期利益又は当期欠損の額	20,421,850	20,421,850	配当 その他
	損金経理をした法人税・地方法人税・復興特別法人税			
	損金経理をした道府県民税・市町村民税			
	損金経理をした道府県民税利子割額			
加	損金経理をした納税充当金	4,145,150	4,145,150	
	損金経理をした附帯税等	45,200		その他 45,200
	減価償却の償却超過額	800,000	800,000	
	役員給与の損金不算入額	1,200,000		その他 1,200,000
	交際費等の損金不算入額	0		その他 0
算	4110 貸倒引当金繰入超過額	401,500	401,500	
	次業合計 <input checked="" type="checkbox"/> 次業合計			
	小 計	6,591,850	5,346,650	1,245,200
減	減価償却超過額の当期認容額			
	納税充当金から支出した事業税等の金額	1,908,650	1,908,650	
	受取配当等の益金不算入額	809,789		※ 809,789
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額			※
	受贈益の益金不算入額			※
	通格現物分配に係る益金不算入額			※
	法人税等の中間納付・過誤納の還付金額			
	所得税額等・欠損繰戻しによる還付金等			※
算	4110 貸倒引当金繰入超過額認容	150,000	150,000	
	次業合計 <input checked="" type="checkbox"/> 次業合計			
	小 計	2,868,439	2,058,650	外※ 809,789 0
	仮 計	24,145,261	23,709,850	外※ -809,789 1,245,200

[通常処理]タブ-『申告書入力』

登録内容

ここでは、申告年月日や決算確定の日の登録を行います。

(資料 [会社の概要] より)

決算確定日 平成 27 年 11 月 25 日

操作手順

- (1) 別表 1 (1) (コード 0101) を選択します。
- (2) 提出年月日を入力します。(今回は未定のため、入力しません)
- (3) 決算確定日を入力します。(今回は「27 年 11 月 25 日」)

《参考》

別表 1 (1) 次葉 (コード 0151) は、平成 26 年 10 月 1 日以後開始事業年度用の様式です。同日前に開始する事業年度では表示されません。

別表番号		別表 1 (1) 次葉		申告書次葉		ページ		1 / 1		標準	
0101		0151		0199		0200		0301		0400	
0501		0511		0502		0601		0701		0801	
0851		1101		1112							
法人税額の計算											
中小法人等	(1) 又は 800 万円 × 12 / 12	48	8,000,000	(48) の	15.0 % 相当額	52	1,200,000				
	(1) の金額の 800 万円超	49	16,731,000	(49) の	25.5 % 相当額	53	4,266,405				
	所得金額	50	24,731,000	法人税額		54	5,466,405				
	所得金額	51		(51) の	25.5 % 相当額	55					
地方法人税額の計算											
	所得の金額に対する法人税額	56	5,466,000	(56) の	4.4 % 相当額	58	240,504				
	課税留保金額に対する法人税額	57		(57) の	4.4 % 相当額	59					
この申告が修正申告である場合の計算											
法人税額の計算	所得金額又は欠損金額	60		地方法人税額の計算	所得の金額に対する法人税額	68					
	課税土地譲渡利益金額	61			課税留保金額に対する法人税額	69					
	課税留保金額	62			課税標準法人税額	70					
	法人税額	63			確定地方法人税額	71					
	還付金額	64	外		中間還付額	72					
	納付すべき法人税額・減少する還付請求税額	65	外		欠損金の繰戻しによる還付金額	73					
	欠損金・災害損失金等の控除	66			納付すべき地方法人税額	74					
翌期繰越欠損金・災害損失金	67										

3-11.別表 1(1)

ここでは、申告年月日や決算確定の日の登録をします。

操作手順 (2)

別表番号 0101 別表 1 (1) 普通法人の申告書

平成 年 月 日

札幌中 税務署長殿

事業種目 機械器具卸売業 整理番号 11111111

納税地 北海道札幌市中央区北三条西2丁目 期未資本金等 10,000,000 売上金額 1,000 百万円

法人名 株式会社 ミロク商事 同非区分 同族会社

代表者氏名 代表者住所 北海道札幌市中央区北三条西2丁目

平成 26 年 10 月 1 日 事業年度分の法人税 確定申告書 中間申告の場合 平成 年 月 日 翌年以降送付 通用額明細書 有

平成 27 年 9 月 30 日 課税事業年度分の地方法人税 確定申告書の計算期間 平成 年 月 日 第30条提出有 第33条2提出有

この申告書による法人税額の計算					
所得金額又は欠損金額	1	24,731,379	所得税の額	18	250,150
法人税額	2	5,466,405	外国税額	17	
別表(16)の直接加算分			計	18	250,150
上記以外の直接加算分	3		控除した金額	19	250,150
法人税額の特別控除額			控除しきれなかった金額	20	
差引法人税額	4	5,466,405	長期土地譲渡税額	21	
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5		優良住宅非該当	22	
			短期土地譲渡税額	23	

操作手順 (3)

別表番号 0101 別表 1 (1) 普通法人の申告書

(使途秘匿金額) 法人税額計	10	5,466,405	計	27	外
過大申告の更正に伴う控除法人税額	11		修正申告 所得金額又は欠損金額	28	
控除税額	12	250,150	納付すべき法人税額・減少する還付請求税額	29	外
差引所得に対する法人税額	13	5,216,200	欠損金・災害損失金等の当期控除	30	
中間申告分の法人税額	14	2,490,000	翌期繰越欠損金又は災害損失金	31	
差引確定法人税額	15	2,726,200			
この申告書による地方法人税額の計算					
課税標準法人税額	32	5,466,405	この申告による還付金額	43	外
課税留保金額に対する法人税額	33		修正申告前の 所得金額に対する法人税額	44	
課税標準法人税額	34	5,466,000	課税留保金額に対する法人税額	45	
地方法人税額	35	240,504	課税標準法人税額	46	
課税留保金額に係る地方法人税額	36		納付すべき地方法人税額	47	
所得地方法人税額	37	240,504	剰余金・利益の配当 (剰余金の分配) の金額		
外国税額の控除額	38		残余財産の最後の分配又は戻し日	平成 年 月 日	決算確定の日 平成 27 年 11 月 25 日
過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	39		還付権		郵便局名等
差引地方法人税額	40	240,500	金庫		預金
中間申告分の地方法人税額	41		<input type="checkbox"/> 必ず連動		
差引確定地方法人税額	42	240,500	<input type="checkbox"/> 口座番号		
			記号番号	-	
			税理士署名		

[通常処理]タブ-『申告書入力』

登録内容

ここでは、「都道府県民税の計算」を行うために「都道府県民税の均等割額の金額」の登録を行います。

(資料 [会社の概要] より)

従業者数 18名 (北海道札幌市 15名 東京都新宿区 3名)

(資料 実習用例題より)

<当期予定申告分納付>

法人道民税/法人税割 (北海道)	139,000 円
〃 /均等割 (北海道)	10,000 円
法人事業税 (北海道)	493,000 円
地方法人特別税 (北海道)	366,000 円

<地方税等の税率>

①北海道

法人道民税 法人税割 資本金が1億円以下でかつ法人税額が1,000万円以下の法人⇒ 3.2%
均等割 資本金等の額が1,000万円以下⇒ 2万円

③東京都

法人都民税 法人税割 資本金が1億円以下でかつ法人税額が1000万円以下の法人⇒ 12.9%
均等割 23区内に主たる事務所がある場合で資本金等の額が1,000万円以下
従業者数50人以下⇒ 7万円

操作手順

※ 東京都特別区に事業所がある場合の手順になります。

(1) 第6号様式別表4の3 (コード 0643) を選択します。

(2) [事務所、事業所又は寮等(事務所等)の従業者数の明細]の[東京都内における主たる事務所等の所在地]・[月数]・[合計数]欄に、東京都の所在地(今回は「新宿区」のみ入力)、月数(12ヶ月)、従業者数(東京都新宿区3名)を入力します。

(3) [均等割額の計算]の[特別区のみの場合]の[主たる事務所等所在の特別区—事務所等の従業者数50人以下②]欄に均等割額の年税額70,000円と月数12月が表示されます。

3-12.第6号様式・第6号様式別表4の3 No1

ここでは、都道府県民税の計算に関する登録をします。

操作手順 (2・3)

事務所、事業所又は寮等（事務所等）の従業者数の明細				東京都に納付すべき均等割額の直接入力				
東京都内における主たる事務所等の所在地				名称				
区	丁目	番	号	月	人	所在地		
新宿	1	25	1	12	3	市町村の存する区域内における従たる事務所等		
市町村区分 ()				(外 箇所) 市町村区分 ()				
特別区内における従たる事務所等				当該事業年度又は連結事業年度（算定期間）中の事務所等の設置・廃止・異動				
所在地	名称	(外 箇所)	月数	合計数(人)	区分	年月日	名称	所在地
1	千代田区	()			設置			
2	中央区	()						
3	港区	()						
4	新宿区	()						
5	文京区	()						
6	台東区	()						
7	墨田区	()						
8	江東区	()						
9	品川区	()						
10	目黒区	()						
11	大田区	()						
12	世田谷区	()						
13	渋谷区	()						
14	中野区	()						
15	杉並区	()						
16	豊島区	()						
17	北区	()						
18	荒川区	()						
19	板橋区	()						
20	練馬区	()						
21	足立区	()						
22	葛飾区	()						
23	江戸川区	()						
合計				3	備考			

均等割額の計算					
区分	税率	月数	区数	税額計算	
特別区のみ					
主たる事務所等所在の特別区					
従業者数 50人超①					
従業者数 50人以下②	70,000	12			70,000
従たる事務所等所在の特別区					
従業者数 50人超③					
従業者数 50人以下④					
特別府県分					
特別区市町村					
特別区(市町村分)					
従業者数 50人超⑤					
従業者数 50人以下⑥					
納付すべき均等割額				⑦	70,000

[通常処理]タブ-『申告書入力』

操作手順

(4) 第6号様式(コード 0600)を選択します。

(5) 提出先を入力します。(今回は「北海道札幌道税事務所長」)

(6) 北海道の予定申告時の納付税額を入力します。

[既に納付の確定した当期分の法人税割額 (13)]	139,000 円
[既に納付の確定した当期分の均等割額 (19)]	10,000 円
[既に納付の確定した当期分の事業税額 (47)]	493,000 円
[既に納付の確定した当期分の地方法人特別税額 (60)]	366,000 円

(7) 北海道の均等割額が表示されます。

[算定期間中の月数 (17)]	12 月
[円×12/12 (18)]	20,000 円

3-12.第6号様式・第6号様式別表4の3 No2

ここでは、都道府県民税の計算に関する登録をします。

操作手順 (5)

明細編集(D) 強制設定(O) コメント 辞書(F9) 5-1期首金額(1) 地方税基本(2) 地方税一覧入力(3) TAXプランニング(4)

別表番号 0600 第6号様式・6号14 道府県民税・事業税 1 北海道

1601 1602 1604 1606 1607 1608 0600 0643 0690 0902 0903 1000 2000 2202 外国税割控除連動(A)

平成 年 月 日 北海道札幌道庁事務所長 殿 ※ 処理事項

所在地 北海道札幌市中央区北三条西2丁目
 (フリガナ) カシワバシロクカウ
 法人名 株式会社 ミロク商事
 (フリガナ) カシワバシロクカウ
 代表者 カシワバシロクカウ 経 理 者

この申告の基礎又は出資金の額
 事業種目 機械器具卸売業
 期末現在の資本金の額又は出資金の額 10,000,000
 (解散日現在の資本金の額又は出資金の額)
 同上1億円以下の普通法人で中小法人非該当
 期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額 10,000,000

平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税・事業税の 確定 申告書

所 得 割	課 税 標 準	税 率	税 額	(使途秘匿金税額等)	1
所得金額総額	24,736,479			法人税法による法人税額	
年400万円以下の金額	2,665,000	3.4000	90,600	試験研究費の額の特別控除額	2
年400万円超800万円以下	2,665,000	5.1000	135,900	国際戦略総合特別区域等	3
年800万円を超える金額	11,156,000	6.7000	747,400	還付法人税額等の控除額	4
計	16,486,000		973,900	退職年金等積立金の法人税額	5
軽減税率不適用法人金額				課税標準となる法人税額等	6

F1 一括計算 F2 税額表示 F3 前別表 F4 次別表 F5 次ページ

操作手順 (6) (7)

明細編集(D) 強制設定(O) コメント 辞書(F9) 5-1期首金額(1) 地方税基本(2) 地方税一覧入力(3) TAXプランニング(4)

別表番号 0600 第6号様式・6号14 道府県民税・事業税 1 北海道

1601 1602 1604 1606 1607 1608 0600 0643 0690 0902 0903 1000 2000 2202 外国税割控除連動(A)

課 税 標 準	税 率	税 額	6	5,466,000
課税標準となる法人税額等			6	5,466,000
分割法人の課税標準法人税額			7	4,554,000
法人税割額 3.20 / 100			8	145,728
外国法人税等の額の控除額			9	
仮装経理の法人税割額控除額			10	
利子割額の控除額			11	25,000
差引法人税割額			12	120,700
中間分		139,000		
確定分			13	139,000
既に納付確定した法人税割額				
租税条約の法人税割額控除額			14	
既還付請求利子割額過大納付			15	
納付すべき法人税割額			16	-18,300
均 算定期間中の月数			17	12月
20,000円×12 / 12			18	20,000
中間分		10,000		
確定分			19	10,000
既に納付確定した均等割額				
納付すべき均等割額			20	10,000
納付すべき道府県民税			21	10,000
見込納付額			22	
差 引			23	10,000
特別区分の課税標準額			24	
同上の税額 / 100			25	
市町村分の課税標準額			26	
同上の税額 / 100			27	
利子割額			28	25,000
控除した金額			29	25,000
控除できなかった額			30	0
既還付請求額			31	
既還付請求過大額			32	

課税標準となる法人税額等 6 5,466,000

分割法人の課税標準法人税額 7 4,554,000

法人税割額 3.20 / 100 8 145,728

外国法人税等の額の控除額 9

仮装経理の法人税割額控除額 10

利子割額の控除額 11 25,000

差引法人税割額 12 120,700

中間分 139,000

確定分 13 139,000

既に納付確定した法人税割額

租税条約の法人税割額控除額 14

既還付請求利子割額過大納付 15

納付すべき法人税割額 16 -18,300

均 算定期間中の月数 17 12月

20,000円×12 / 12 18 20,000

中間分 10,000

確定分 19 10,000

既に納付確定した均等割額

納付すべき均等割額 20 10,000

納付すべき道府県民税 21 10,000

見込納付額 22

差 引 23 10,000

特別区分の課税標準額 24

同上の税額 / 100 25

市町村分の課税標準額 26

同上の税額 / 100 27

利子割額 28 25,000

控除した金額 29 25,000

控除できなかった額 30 0

既還付請求額 31

既還付請求過大額 32

利子割還付額の均等割への充当

F1 一括計算 F2 税額表示 F3 前別表 F4 次別表 F5 次ページ

[通常処理]タブ-『申告書入力』

操作手順

- (8) 都道府県を「東京都」に切り替えます。
- (9) 提出先を入力します。(今回は「東京都新宿都税事務所長」)

3-12.第6号様式・第6号様式別表4の3 No3

ここでは、都道府県民税の計算に関する登録をします。

操作手順（8）

別表番号 0600 第6号様式・6号14 道府県民税・事業税 1 東京都

所在地 北海道札幌市中央区北三条西2丁目

法人名 株式会社 ミロク商事

摘要	課税標準	税率	税額	控除	税額
所得金額総額	24,736,479				
年400万円以下の金額	2,665,000	3.4000	90,600		
年400万円超800万円以下	2,665,000	5.1000	135,900		
年800万円を超える金額	11,156,000	6.7000	747,400		
計	16,486,000		973,900		
軽減税率不適用法人金額					
付加価値額総額					5,466,000
付加価値額					4,554,000
資本金等の額総額					145,728
資本金等の額					

操作手順（9）

別表番号 0600 第6号様式・6号14 道府県民税・事業税 2 東京都

所在地 東京都新宿区西新宿1-25-1

法人名 株式会社 ミロク商事

代表者 甲野 太郎

摘要	課税標準	税率	税額	控除	税額
所得金額総額	24,736,479				
年400万円以下の金額	1,332,000	3.4000	45,200		
年400万円超800万円以下	1,332,000	5.1000	67,900		
年800万円を超える金額	5,577,000	6.7000	373,600		
計	8,241,000		486,700		
軽減税率不適用法人金額					
付加価値額総額					5,466,000
付加価値額					910,000
資本金等の額総額					117,390
資本金等の額					

[通常処理]タブ-『申告書入力』

登録内容

ここでは、「市町村民税の法人税割の税率、均等割額の金額」の登録を行います。

(資料 [会社の概要] より)

従業者数 18名 (北海道札幌市 15名 東京都新宿区 3名)

(資料 実習用例題より)

<当期予定申告分納付>

法人市民税/法人税割 (札幌市) 341,900円

〃 /均等割 (札幌市) 25,000円

<地方税等の税率>

②札幌市

法人市民税 法人税割 資本金が1億円以下でかつ法人税額が1,000万円以下の法人⇒9.7%

均等割 資本金等の額が1,000万円超1億円以下

従業者数50人以下 ⇒5万円

操作手順

- (1) 第20号様式(コード2000)を選択します。
- (2) 提出先を入力します。(今回は「札幌市長」)
- (3) 法人税額(年税額)を[課税標準となる法人税額(6)]にて確認します。
- (4) [法人税率(7)]欄で地方税率参照ボタンをクリックして、市町村税率マスターから選択します。(今回は「9.7%」)

<ご注意>

・市町村税率マスターに掲載されている内容は平成26年10月時点の情報に基づいています。

今後の税率の改正につきましては、お手数ですが別途ご確認ください。

・町村の税率には対応していません。

3-13.第20号様式 No1

ここでは、市町村民税の法人割額の税率、均等割額の金額を登録します。

操作手順 (2)

【ご注意】平成26年10月1日以後に開始する事業年度からは、地方法人税(国税)の創設による地方法人課税の見直しのため、法人税割率が引き下げられました。該当の事業年度である場合は、必ず旧税率から新税率に変更を行ってください。

平成 年 月 日	札幌市長	殿	※ 処 理 項 目	整理 番号	事務所	法人 番号	申告区分																																				
所在地 北海道札幌市中央区北三条西2丁目 (電話 011 - 231 - 3602)																																											
この申告の基礎 法人税の平成 年 月 日の																																											
事業種目 機械器具卸売業																																											
期末現在の資本金の額又は出資金の額							10,000,000																																				
期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額							10,000,000																																				
法人名 株式会社 ミロク商事																																											
代表者 甲野 次郎 経 理 責 任 者																																											
平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの事業年度分又は連結事業年度分の市町村民税の 確定 申告書																																											
挿 要 課 税 標 準 (税率%) 法人税割額																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>挿 要</th> <th>課 税 標 準 (税率%)</th> <th>法人税割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (便 途 秘 匿 金 税 額 等)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 法人税法の規定によって計算した法人税額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 国際戦略総合特別区域等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 運付法人税額等の控除額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 退職年金等積立金に係る法人税額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 課税標準となる法人税額及びその法人税割額</td> <td>5,466,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 分割法人の課税標準の法人税額・法人税割額</td> <td>4,554,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>9 外国の法人税等の額の控除額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 仮装経理に基づく法人税割額の控除額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 差引法人税割額</td> <td></td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>								挿 要	課 税 標 準 (税率%)	法人税割額	1 (便 途 秘 匿 金 税 額 等)			2 法人税法の規定によって計算した法人税額			3 試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額			4 国際戦略総合特別区域等			5 運付法人税額等の控除額			6 退職年金等積立金に係る法人税額			7 課税標準となる法人税額及びその法人税割額	5,466,000		8 分割法人の課税標準の法人税額・法人税割額	4,554,000	0	9 外国の法人税等の額の控除額			10 仮装経理に基づく法人税割額の控除額			11 差引法人税割額		0
挿 要	課 税 標 準 (税率%)	法人税割額																																									
1 (便 途 秘 匿 金 税 額 等)																																											
2 法人税法の規定によって計算した法人税額																																											
3 試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額																																											
4 国際戦略総合特別区域等																																											
5 運付法人税額等の控除額																																											
6 退職年金等積立金に係る法人税額																																											
7 課税標準となる法人税額及びその法人税割額	5,466,000																																										
8 分割法人の課税標準の法人税額・法人税割額	4,554,000	0																																									
9 外国の法人税等の額の控除額																																											
10 仮装経理に基づく法人税割額の控除額																																											
11 差引法人税割額		0																																									
既に納付の確定した当期分の法人税割額																																											

操作手順 (3) (4)

税率の内容は平成26年10月の調査による情報です。申告前には必ず税率等をご確認ください。

01 北海道	100	札幌市	資本金額	10,000,000	円
			資本金等の額	10,000,000	円
			課税標準法人税額	5,466,000	円

【改正内容】
地方法人税の創設に伴い、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から税率が引き下げられました。

No	税率	区分等
11	9.700 %	資本金(出資金)が1億円以下で、かつ法人税額が年1,000万円以下の法人
12	11.900 %	資本金(出資金)が1億円を超える法人、または法人税額が1,000万円を超える法人

操作ガイド

[通常処理]タブ-『申告書入力』

操作手順

(5) 札幌市は政令指定都市なので、[指定都市に申告する場合の⑮の計算]欄を利用します。

『事務所・事業所情報』> [地方税様式出力設定] ボタン> 「指定都市に申告する場合の計算」欄に区名、月数、従業者数をセットする」にチェックありの時は、『事務所・事業所情報』に登録されている「区名」(中央区)、「月数」(12ヶ月)、「従業者数」(15人)が表示されます。均等割額は地方税率参照ボタンをクリックして、市町村税率マスターから選択します。

(今回は 50,000 円)

※政令指定都市以外の市の場合は、均等割年額欄で地方税率参照ボタンをクリックして、市町村税率マスターから均等割額を選択します。

<ご注意>

- 市町村税率マスターに掲載されている内容は平成 26 年 10 月時点の情報に基づいています。
今後の均等割額の改正につきましては、お手数ですが別途ご確認ください。
- 町村の均等割額には対応していません。

(6) 札幌市の予定申告時の納付税額を入力します。

[既に納付の確定した当期分の法人税割額 (11)]	341,900 円
[既に納付の確定した当期分の均等割額 (16)]	25,000 円

3-13.第20号様式 No2

ここでは、市町村民税の法人割額の税率、均等割額の金額を登録します。

操作手順 (5)

税率の内容は平成26年10月の調査による情報です。申告前には必ず税率等をご確認ください。

01 北海道 100 札幌市 期末従業員数 15 人 資本金等の額 10,000,000 円
 区名 中央区 期末従業員数 15 人

No	均等割額	区分等
1	50,000 円	資本金等の額が1,000万円以下で、かつ従業員数が50人以下の法人
2	120,000 円	資本金等の額が1,000万円以下で、かつ従業員数が50人超の法人
3	130,000 円	資本金等の額が1,000万円超(億円以下)で、かつ従業員数が50人以下の法人
4	150,000 円	資本金等の額が1,000万円超(億円以下)で、かつ従業員数が50人超の法人
5	160,000 円	資本金等の額が10億円以下で、かつ従業員数が50人以下の法人
6	400,000 円	資本金等の額が10億円超(億円以下)で、かつ従業員数が50人超の法人
7	410,000 円	資本金等の額が10億円超で、かつ従業員数が50人以下の法人
8	1,750,000 円	資本金等の額が10億円超(億円以下)で、かつ従業員数が50人超の法人
9	3,000,000 円	資本金等の額が50億円超で、かつ従業員数が50人超の法人

区名	月数	従業員数	均等割年額	均等割額
中央区	12	15	50,000	50,000


操作手順 (6)

【ご注意】平成26年10月1日以後に開始する事業年度からは、地方法人課税の見直しのため、法人税割率が引き下げられました。該当の事業年度である場合は、必ず旧税率から新税率に変更を行ってください。

摘要	課税標準	(税率%)	法人税割額
1	()		
2			
3			
4			
5			
6	5,466,000		
7	4,554,000	9.700%	441,738
8			
9			
10			441,700
11			341,900
12			
13			99,800
14			50,000
15			
16			25,000
17			25,000
18			124,800
19			
20			124,800

[通常処理]タブ-『申告書入力』

操作手順

- (1) ≪申告書入力≫画面で  をクリックします。
- (2) **参考金額**の [別表5 (1) の検算結果] の [差額] が「0円」であることを確認します。
※ [差額] が「0円」でない場合は、別表4と別表5 (1) の計算で差額があります。
別表4と別表5 (1)を確認して、入力漏れや二重記載がないかを確認してください。
特に別表4の次葉 (2ページ目以降) に金額がある場合は、間違いが多くなりますので
ご注意ください。

4.TAX プランニング

ここでは、申告書等の入力のうち、別表4と別表5(1)の計算が正しく行われたか確認します。

操作手順 (1)

区 分		総額①	処 分	
			留保②	社外流出③
当期利益又は当期欠損の額	1	20,421,850	20,421,850	配当 その他
加				
損金経理をした法人税・地方法人税・復興特別法人税	2			
損金経理をした道府県民税・市町村民税	3			
損金経理をした道府県民税利子割額	4			
損金経理をした納税充当金	5	4,145,150	4,145,150	
損金経理をした附帯税等	6	45,200		その他 45,200
減価償却の償却超過額	7	800,000	800,000	
役員給与の損金不算入額	8	1,200,000		その他 1,200,000
交際費等の損金不算入額	9	0		その他 0
4110 貸倒引当金繰入超過額	10	401,500	401,500	
次業合計				
小 計	11	6,591,850	5,346,650	1,245,200
減				
減価償却超過額の当期認容額	12			
納税充当金から支出した事業税等の金額	13	1,908,650	1,908,650	
受取配当等の益金不算入額	14	809,789		※ 809,789
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額	15			※
受贈益の益金不算入額	16			※
通格現物分配に係る益金不算入額	17			※
法人税等の中間納付・過誤納の還付金額	18			
所得税額等・欠損金繰戻しによる還付金等	19			※
4110 貸倒引当金繰入超過額認容	20	150,000	150,000	
次業合計				
小 計	21	2,868,439	2,058,650	外※ 809,789 0
仮 計	22	24,145,261	23,709,850	外※ -809,789 1,245,200

操作手順 (2)

別表	項目名称	プランニング金額	計算限度額
	調整前当期利益	31,937,000	
11(1)(2)	一括貸倒引当金繰入額	2,400,000	1,998,500
11(2)	返品調整引当金繰入額		0
16(1),(2),(4)	減価償却累計額繰入額	5,000,000	4,200,000
16(6)	繰延資産償却額		0
16(8)	一括償却資産損算入額		0
5(2)	法人税等充当金繰入額	4,145,150	
	合 計	11,545,150	
4	当期利益金額	20,421,850	
	申告所得金額	24,731,379	

別表5(1)の検算結果	
期首現在利益積立金合計	109,344,400
+ 別表4留保所得又は欠損金	23,709,850
- 法人税県市民税の合計額	6,301,400
=	126,752,850
差引翌期首現在利益積立金合計	126,752,850
差 額	0

税額表示			
税 目	年 税 額	未 納 税 額	還 付 税 額
法 人 税 額	5,216,200	2,726,200	0
地 方 法 人 税 額	240,500	240,500	0
復 興 特 別 法 人 税 額	0	0	0
都 道 府 県 民 税 額	328,000	197,300	18,300
事 業 税 ・ 特 別 税 額	2,091,500	1,232,500	0
市 町 村 民 税 額	491,700	124,800	0
税 額 合 計	8,367,900	4,521,300	18,300

別表5(2)の当期中の納付税額計		
充当金取崩	仮払経理	損金経理
8,666,650	0	733,000

地方税の既納付確定税額計		
都道府県民税	事業税	市町村民税
149,000	859,000	366,900

5-1.法人税申告書の印刷処理 No1

申告書等の印刷方法は二通りの方法があります。

操作手順

手順1 申告書入力画面から [印刷] - [申告書] を選択する方法

The screenshot shows the software's main menu bar. The '印刷(P)' (Print) menu is open, and '申告書(S)' (Tax Return) is highlighted. Below the menu, a table displays tax calculation details. The table has columns for '区分' (Category), '総額①' (Total Amount), '留保②' (Retention), and '処分' (Disposition). The '処分' column is further divided into '配当' (Dividend) and '社外流出③' (Outflow to Outside). The table includes rows for '当期利益又は当期欠損の額' (Current Period Profit or Loss), '加' (Addition) items like '損金経理をした法人税・地方法人税' (Tax-deductible expenses), and '減' (Deduction) items like '減価償却の償却超過額' (Depreciation excess). A '小計' (Subtotal) row shows a total of 6,591,850. The bottom of the screen shows function key shortcuts like F1 (一括計算), F2 (税額表示), F3 (前別表), F4 (次別表), F5 (次ページ).

手順2 <<印刷処理>>から [申告書] を選択する方法

The screenshot shows a menu-driven interface for tax processing. The '印刷処理' (Print Processing) section is active, and the '申告書' (Tax Return) option, labeled '11', is highlighted with a red box. Other options include '納付税額書' (12), '国税納付書' (13), '地方税納付書' (14), and '税務代理権限証書' (15). The right side of the screen shows a '処理の説明' (Processing Description) panel with the text: '法人税・地方税の申告書、別表を印刷します。' (Print tax returns and schedules). The bottom right corner shows a '番号選択' (Number Selection) dropdown set to '11'.

※どちらから申告書の印刷を指示しても、操作は同様となります。

5-1.法人税申告書の印刷処理 No2

申告書等の印刷には、白紙と専用紙(OCR)があります。

申告書印刷画面 (印刷用紙: 白紙)

⑦

印刷別表の設定

印刷用紙: 白紙 (①) 出力指定: 全様式 (②) 印刷順序: 番号順 採用順 (⑤)

印刷選択	別専用紙(OCR)	別表名称	複写用紙	要否	刷数
<input checked="" type="checkbox"/>	0101	別表1(1)	申告書(普通法人及び人格のない社団等)	<input type="checkbox"/>	1
<input checked="" type="checkbox"/>	0151	別表1(1)次葉	申告書次葉	<input type="checkbox"/>	1
<input checked="" type="checkbox"/>	0199	様式第一	適用額明細書	<input type="checkbox"/>	1
<input checked="" type="checkbox"/>	0200	別表2	同族会社等の判定に関する明細書	<input type="checkbox"/>	1
<input checked="" type="checkbox"/>	0301	別表3(1)	特定同族会社の留保金額に対する計算明細書	<input type="checkbox"/>	1
<input checked="" type="checkbox"/>	0400	別表4-簡易様式-	所得の金額の計算に関する明細書-簡易様式	<input type="checkbox"/>	1
<input checked="" type="checkbox"/>	0501	別表5(1)	利益積立金額及び資本金等の額の計算明細書	<input type="checkbox"/>	1
<input checked="" type="checkbox"/>	0511	別表5(1)付表	種類資本金額の計算に関する明細書	<input type="checkbox"/>	1
<input checked="" type="checkbox"/>	0502	別表5(2)	租税公課の納付状況等に関する明細書	<input type="checkbox"/>	1
<input checked="" type="checkbox"/>	0601	別表6(1)	所得税額の控除に関する明細書	<input type="checkbox"/>	1
<input checked="" type="checkbox"/>	0701	別表7(1)	欠損金又は災害損失金の損算入の明細書	<input type="checkbox"/>	1
<input checked="" type="checkbox"/>	0801	別表8(1)	受取配当等の益金不算入の明細書	<input type="checkbox"/>	1
<input checked="" type="checkbox"/>	0851	別表8(1)付表	受取配当等の額の明細書	<input type="checkbox"/>	1
<input checked="" type="checkbox"/>	1101	別表11(1)	個別評価金続債権に係る貸倒引当金の明細書	<input type="checkbox"/>	1
<input checked="" type="checkbox"/>	1112	別表		<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	1102	別表		<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	1402	別表		<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	1500	別表		<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	1601	別表		<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	1602	別表		<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	1604	別表		<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	1606	別表		<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	1607	別表		<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	1608	別表		<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	0600	第6号		<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	0643	第6号		<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	0690	第6号		<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	0802	第9号		<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	0903	第9号		<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	1000	第10号		<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	2000	第20号		<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	2202	第22号の2様式	市町村の課税標準の分割に関する明細書	<input type="checkbox"/>	1

総印刷枚数: 23 枚

③ (印刷方法)

- ①印刷用紙で「白紙」を選択します。
- ②出力指定で別表様式の絞込みができます。
- ③印刷する別表のチェックボックスにチェックをつけます。
- ④税理士名を印刷する場合にチェックをつけます。
(自署する場合はチェックをつけません。)
- ⑤OCR モノクロ白紙印刷する場合はチェックします。
- ⑥地方税の様式を印刷する場合に、印刷する用紙を選択します。
- ⑦[印刷(P)]ボタンをクリックして印刷を行います。

⑤ 国税仕様による
 OCRモノクロ白紙印刷
 税理士名を印刷する(白紙)

④ 複写指定 ⑥
 提出 入力 控
 (東京都6号は2枚)

申告書印刷画面 (印刷用紙: 専用紙 (OCR))

別表一 (一) のほか、別表一 (二)、別表一 (三)、適用額明細書、旧別表二十 (一)、旧別表二十 (二) の専用紙印刷を行います。

④

印刷別表の設定

印刷用紙: 専用紙(OCR) (①)

申告書: 別表1(1) 申告書(普通法人及び人格のない社団等) (③)

青色・白色申告区分: 別表1(1) 申告書(普通法人及び人格のない社団等)

事前印刷: 様式第一 適用額明細書

事前印刷あり (②)

法人税申告書の項目名

- 所管・業種目・概況書・要否 等
- 整理番号
- 事業年度
- 中間申告分の法人税額
- 申告名
- 中間申告の場合の計算期
- 申告書欄外上部
- 申告書欄外左下部
- 納税地
- 電話番号
- 法人名
- 法人名フリガナ
- 代表者住所
- 代表者・経理責任者の氏名
- 代表者氏名フリガナ

③ 税理士名を印刷する(専用紙)

(印刷方法)

- ①印刷用紙で「専用紙 (OCR)」を選択します。
- ②事前印刷で税務署配布の OCR 用紙にあらかじめ印刷されている場合、「事前印刷あり」を選択し、印刷されている項目にチェックをつけます。
- ③税理士名を印刷する場合にチェックをつけます。
- ④[印刷(P)]ボタンをクリックして印刷を行います。

現在の設定をシステム設定にする(L)

5-2.納付税額書の印刷処理

納付税額書の印刷には、納付税額確認書と明細書(都道府県)があります。

操作手順

※納付税額書→「印刷処理」より「納付税額書」を選択します。

納付税額確認書

税目	年間税額	予定・中間納付額	申告納付額	見込納付額	差引納付額	相殺後納付額	翌期予定納付額
控除所得税等の額	控除(250,150)	税額(250,150)					
欠損金繰戻し還付							
法人税	5,216,200	2,490,000	2,726,200		2,726,200	2,726,200	2,608,000
外国税額の控除額	控除()						
欠損金繰戻し還付							
地方法人税	240,500		240,500		240,500	240,500	120,200
控除復興特別所得税等の額	外国控除額()						
復興特別法人税	控除()	税額()					
法人税・地方法人税・復興特別法人税計	5,456,700	2,490,000	2,726,200		2,726,200	2,726,200	2,608,000
利子割額	控除(25,000)	金額()					
法人税割額	238,000						
均等割額	90,000						
都道府県民税	328,000						
所得割	1,460,600						
付加価値割							
資本割							
事業税	1,460,600						
地方法人特別税	630,900						
事業税・特別税計	2,091,500						
都道府県税額計	2,419,500						
法人税割額	441,700						
均等割額	50,000						
市町村民税	491,700						
小計	8,367,900						
消費税							
地方消費税							
消費税計							
事業所税							
合計	8,367,900						

明細書(都道府県)

税目	分割基準	年間税額	予定・中間納付額	申告納付額	見込納付額	差引納付額	相殺後納付額	翌期予定納付額
1 北海道								
利子割額		控除(25,000)	金額(25,000)					要
法人税割額		120,700	139,000	-18,300				60,300
均等割額		20,000	10,000	10,000				10,000
都道府県民税	(還付) 3.2 %			-18,300		-18,300	-8,300	
	(納付) 15 人	140,700	149,000	10,000		10,000		70,300
所得割		973,900	493,000	480,900		480,900	480,900	486,900
付加価値割								
資本割								
事業税	(還付) 15 人							
	(納付) 12ヶ所	973,900	493,000	480,900		480,900	480,900	486,900
地方法人特別税		420,700	366,000	54,700		54,700	54,700	210,300
事業税・特別税計	(還付) 計(納付)	1,394,600	859,000	535,600		535,600	535,600	697,200
都道府県税額計	(還付) 計(納付)	1,535,300	1,008,000	545,600		545,600	545,600	767,500
13 東京都								
利子割額								要
法人税割額		117,300		117,300				58,600
均等割額		70,000		70,000				35,000
都道府県民税	(還付) 12.9 %							
	(納付) 3 人	187,300	187,300	187,300		187,300	187,300	93,600
所得割		486,700	486,700	486,700		486,700	486,700	243,300
付加価値割								
資本割								
事業税	(還付) 3 人							
	(納付) 12ヶ所	486,700	486,700	486,700		486,700	486,700	243,300
地方法人特別税		210,200		210,200		210,200	210,200	105,000
事業税・特別税計	(還付) 計(納付)	696,900	696,900	696,900		696,900	696,900	348,300
都道府県税額計	(還付) 計(納付)	884,200	884,200	884,200		884,200	884,200	441,900
合計								
利子割額		控除(25,000)	金額(25,000)					118,900

明細書(市町村)

税目	分割基準	年間税額	予定・中間納付額	申告納付額	見込納付額	差引納付額	相殺後納付額	翌期予定納付額
100 札幌市(北海道)								
法人税割額		441,700	341,900	99,800				220,800
均等割額		50,000	25,000	25,000				25,000
市町村民税	(還付) 9.7 %					967,600	967,600	730,200
	(納付) 15 人	491,700	366,900	124,800		264,900	264,900	315,300
合計						1,232,500	1,232,500	1,045,500
法人税割額		441,700	341,900	99,800		-18,300	-8,300	
均等割額		50,000	25,000	25,000				
市町村民税	(還付) 15 人	491,700	366,900	124,800		1,429,800	1,419,800	1,209,400

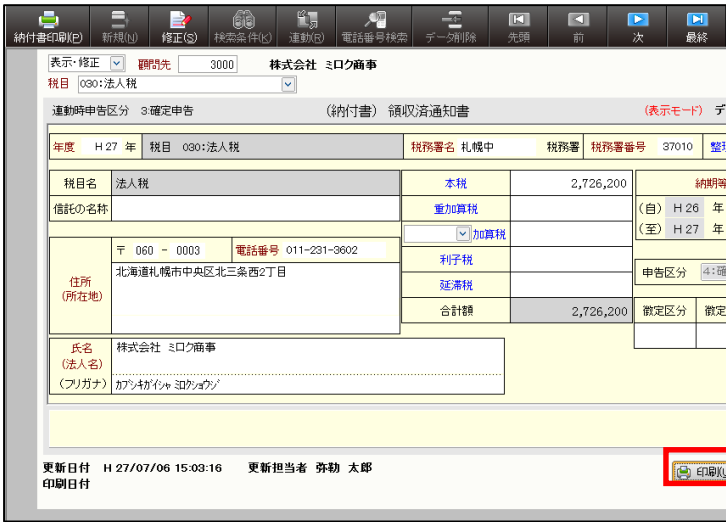
5-3. 国税納付書・地方税納付書の印刷処理

国税納付書と地方税納付書の印刷ができます。

操作手順

※国税納付書→「印刷処理」より「国税納付書」を選択します。

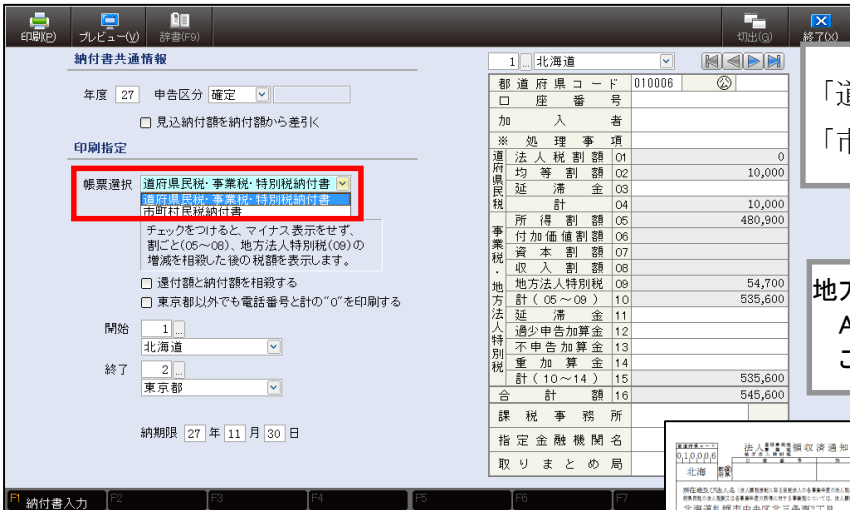
国税納付書



法人税申告書システムから国税納付書は新規作成できません。

- 国税納付書(商品 No.558483)
一般・A4 変形縦・3 連・250 枚 定価 12,600 円(税別)
 - 国税納付書(商品 No.558484)
一般・A4 変形縦・3 連・ 50 枚 定価 3,220 円(税別)
 - 国税納付書(商品 No.558485)
一般・A4 変形縦・3 連・ 10 枚 定価 880 円(税別)
- ※出力する場合は用紙サイズの設定が必要です。

地方税納付書 ※地方税納付書→「印刷処理」より「地方税納付書」を選択します。



「道府県民税・事業税・特別税納付書」
「市町村民税納付書」が選択できます。

地方税納付書用白紙(商品 No.555521)
A4 横・ミシン目入・200 枚 定価 1,580 円(税別)
ご使用前に各提出先自治体にご確認ください。

プレビュー画面(地方税納付書)

